

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

資料1

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
1 地域の自殺の実態を分析する															
(1) 地域に即した調査・分析の推進															
① 自殺対策に関する統計的研究及び情報提供															
	001 人口動態統計や自殺統計による自殺者の実態分析	県は、「人口動態統計」「自殺統計」を、県、保健福祉事務所及びセンター、市町村のそれぞれの地域エリアごとに分析して、重層的な実態分析に取り組みます。	「人口動態統計」「自殺統計」について、迅速・正確に分析を行った。				「人口動態統計」「自殺統計」を、県、保健福祉事務所及びセンター、市町村のそれぞれの地域エリアごとに分析して、重層的な実態分析をした。				「人口動態統計」「自殺統計」の分析を迅速、正確に分析を行う。	「人口動態統計」「自殺統計」について、迅速・正確に分析を実施。	精神保健福祉センター		
	002 市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供します。	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供を行った。				「人口動態統計」「自殺統計」の分析を迅速、正確に分析を行い、情報提供を行った。				「人口動態統計」「自殺統計」の分析を迅速、正確に分析を行い、情報提供する。	「人口動態統計」「自殺統計」の分析を実施。	精神保健福祉センター		
	003 関係機関、民間団体との連携による情報収集、実態分析	自殺未遂者支援や自死遺族に対する支援、児童生徒に対する支援等の実践から、関係機関や民間団体と連携し、情報収集や統計的な分析を行い、地域における効果的な自殺対策の推進に取り組みます。	自殺未遂者支援や自死遺族に対する支援、児童生徒に対する支援等の実践から、関係機関や民間団体と連携し、情報収集や統計的な分析を行い、地域における効果的な自殺対策の推進に取り組んだ。				「人口動態統計」「自殺統計」を、県、保健福祉事務所及びセンター、市町村のそれぞれの地域エリアごとに分析して、重層的な実態分析をした。				様々な機関と連携し、随時情報共有を行い、自殺の実態把握に努める。	様々な機関と連携し、随時情報共有を行い、自殺の実態把握に努める。	精神保健福祉センター		
(2) 情報収集提供体制の充実															
① 国、市町村、関係機関、団体と連携し、情報収集及び提供、相互の活用															
	004 市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供【再掲】	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供します。	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供を行った。				市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な統計分析をはじめ、活用法などの情報提供を行った。				市町村に随時提供をする。	「人口動態統計」「自殺統計」の分析を実施し、市町村に随時提供をする。	精神保健福祉センター		
	005 地域自殺実態プロフィール等の情報提供	国が設置する自殺総合対策推進センターが作成する「地域自殺実態プロフィール」を基に、効果的な対策を考察して、市町村へ情報提供することに取り組みます。	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供した。				市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な統計分析をはじめ、活用法などの情報提供を行った。				市町村に随時提供をする。	「人口動態統計」「自殺統計」の分析を実施し、市町村に随時提供をする。	精神保健福祉センター		
② 神奈川県警察自殺統計原票の関係行政機関への情報提供															
	006 神奈川県警察自殺統計原票の関係行政機関への提供	県警察本部の情報提供により自殺の年代、動機等を知ったうえで適切な対応や対策ができるよう、県内で発生した自殺と断定した自殺者数について、正確に集計し、1年間の確定値を関係行政機関へ情報提供できるように取り組みます。	関係行政機関に対し、自殺統計の確定値を情報提供した。				関係行政機関に対し、神奈川県警察で集計した平成30年中の県内の自殺者数及び原因・動機に関する自殺統計を情報提供し、自殺対策の施策に貢献した。				統計数値の情報提供であるため、課題になる案件はなし。	自殺統計について、引き続き正確に集計し、1年間の確定値を関係行政機関へ情報提供できるように取り組む。	人身安全対策課		
2 自殺対策に関する普及啓発を推進する															
(1) 県民に対する普及啓発事業の実施															
① 自殺対策に関する普及啓発															
	007 自殺予防週間等における自殺対策街頭キャンペーン・講演会の実施	県、市町村、民間団体は協力して、自殺予防週間を中心に、街頭キャンペーン及び自殺対策講演会を開催し、県民への普及啓発に取り組みます。	・自殺対策街頭キャンペーンを、9月10日に小田急小田原線「伊勢原駅」の2階コンコース、南口、北口にて開催。神奈川県、伊勢原市、かながわ自殺対策会議構成機関のスタッフ、小田急電鉄株式会社等43名が、啓発物品及び講演会開催チラシ等を3,000部配付。 ・神奈川県・伊勢原市自殺対策講演会を、9月21日伊勢原市中央公民館 1階 展示ホールにて開催。115名が出席した。	全ての保健福祉事務所管内(8箇所)で街頭キャンペーン・講演会を実施する。				8箇所	4箇所	5箇所	6箇所	50.0%	C	講演会については、一般県民を対象としているため、自殺対策について伝えながらも、県民の参加意欲を高めるタイトルや内容の検討を続け、周知を行っていく必要がある。 未開催管内である鎌倉地域(鎌倉市、逗子市、葉山町)にて開催を検討中。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対策を講じる必要がある。	精神保健福祉センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
	008	リーフレット等を活用した県民への周知	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図ります。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、自殺対策街頭キャンペーンで3000部配布し、県民への普及啓発を行った。	相談窓口を記載したリーフレットや普及啓発物品を作成し、街頭キャンペーンや講演会等で広く県民に配布する。	○	毎年度3,000部配布	3,000部	3,000部	3,000部	100.0%	A	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに深めること、また、自殺の危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となることが必要のため、今後も普及啓発をしていく。特に、若年者の自殺者が減少していないことから、若年者層に対する自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取り組んでいく必要がある。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図る。	精神保健福祉センター
	009	自殺対策強化月間におけるCM等の配信	自殺予防週間や自殺対策強化月間において、若年者の関心がある映画の上映時に、自殺対策関連のCMを配信する等、若年者層が相談窓口等をより利用しやすくなるよう、取り組みを進めます。	「こころナビ かながわ」の周知CMを3月に藤沢・平塚・厚木営業所管内で、計130台のバス車内デジタルサイネージ広告にて放映した。また、海老名市・藤沢市にある映画館においても、8月9日～15日で周知CMを上映した。	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めることを目的として、平成30年度から34年度間で、県内の路線バス累計650台において、自殺対策関連CMを配信する。	○	5年間で650台のバス広告掲出	0台	370台	260台	142.3%	A	周知CM動画の上映については、コンテンツにより動員数の増減が激しいため、時期や内容をしっかり見極めて実施する必要がある。また、ストレスチェックホームページ・アプリのアクセス数が伸び悩んでいるため、周知方法等について工夫改善を行う必要がある。	令和2年度は、バス車内デジタルサイネージ広告を9月・3月に実施見込みであり、「こころナビ かながわ」の周知方法についても広報紙への掲載など検討していく。	がん・疾病対策課
	010	鉄道会社と連携した鉄道構内等での普及啓発の実施	自殺予防週間を中心に、鉄道会社等の協力により、駅構内ディスプレイにおいて自殺対策関連のCMを放映する等、あらゆる世代が自殺対策への関心と理解を深めることができるよう取り組みます。	小田急電鉄の協力を得て、鉄道駅31駅舎構内の運行ディスプレイにおいて、自殺予防週間のある9月及び自殺対策月間である3月に、当該作成の自殺対策関連のCMを放映したほか、9月に一部駅舎で精神保健福祉センター作成のポスター掲出を行った。CM放映実施時期:①令和元年9月1日～9月30日②令和2年3月1日～3月31日	各年度、自殺対策強化月間中に、県民が通勤・通学に利用する鉄道沿線の20以上の駅舎にて、普及啓発動画を放映し、県民の自殺対策への理解を深める。	○	毎年度20駅舎以上	26駅舎	31駅舎	20駅舎	155.0%	A	予算化は困難であるため、鉄道会社からの協力支援が不可欠である。	引き続き、協力を得られるよう、鉄道会社との連携を深め、関係性を構築していく。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター
	011	九都県市での自殺対策普及啓発の実施	九都県市による連絡調整会議を通じて、自殺予防週間及び自殺対策強化月間における共同の取り組みを進めます。また、他都県市に対して、県が作成した自殺対策関連のCM素材の活用を呼びかけるなど、広域的な普及啓発の取り組みを強化します。	九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議を東京都で行い、会議内容を踏まえて、九都県市が一体となり、街頭キャンペーンや自治体HPにて普及啓発活動を行った。	各年度、九都県市の自殺対策担当者で各自の取り組みや情報を共有し、連携して広域的な自殺対策を行う。	○	毎年度九都県市の調整会議を開催	1回	1回	1回	100.0%	A	新型コロナウイルス禍においても引き続き県民の自殺対策への理解を促進できるよう、新たな実施方法を含めて検討していく必要がある。	連絡調整会議(川崎市で開催予定)にて情報共有を行い、令和元年度と同様、九都県市が一体となり、新型コロナウイルス禍の状況踏まえ、街頭キャンペーンや自治体HPにて普及啓発活動等を行う。	がん・疾病対策課
② 地域における自殺対策に関する普及啓発															
	012	保健福祉事務所・センターにおける講演会の実施	地域における自殺対策の普及啓発として、保健福祉事務所・センターにおいて、自殺対策に関連した講演会や普及啓発活動等の取り組みを強化し、地域における普及啓発の推進を図ります。	【平塚保健福祉事務所】地域自殺対策検討会・研修会、ゲートキーパー研修、普及啓発(チラシ配布、展示コーナー等) 【平塚保健福祉事務所秦野センター】地域自殺対策検討会、自殺未遂者支援研修、ゲートキーパー研修 【鎌倉保健福祉事務所】「いきるを支える鎌倉・逗子・葉山」実行委員会講演会・キャンペーン、ゲートキーパー研修 【鎌倉保健福祉事務所三崎センター】キャンペーン(三浦市と共同)、ゲートキーパー研修 【小田原保健福祉事務所】ゲートキーパー研修、検討会、研修会 【小田原保健福祉事務所足柄上センター】研修会、ゲートキーパー研修、啓発週間普及啓発 【厚木保健福祉事務所】ゲートキーパー研修、自殺対策研修会 【厚木保健福祉事務所大和センター】検討会、研修会、ゲートキーパー研修	各地域において、それぞれの特性や実情に応じた取り組みを、管内市町村等と連携・協力しながら進めた。								新型コロナウイルス感染症の影響により、事業によっては新しい実施方法等を検討する必要があるほか、特に精神保健福祉分野では、地域包括ケアシステムに基づく退院後支援など、保健福祉事務所に求められる役割や業務量が増加傾向にあることから、限られたマンパワーの中で自殺対策をいかに効率的、効果的に進めていくかという点が課題である。	新型コロナウイルス感染症の影響を見ながら臨機応変に対応していく中で、引き続き、各地域において、それぞれの特性や実情に応じた取り組みを、管内市町村等のニーズを把握したうえで、連携・協力しながら進めていく。	保健福祉事務所・センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			進捗状況										課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容	実績	項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定				
	013 リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、県民への普及啓発に取り組みます。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、自殺対策街頭キャンペーンで3000部配布し、県民への普及啓発を行った。	相談窓口を記載したリーフレットや普及啓発物品を作成し、街頭キャンペーンや講演会等で広く県民に配布する。		○	毎年度3,000部配布	3,000部	3,000部	3,000部	100.0%	A	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに深めること、また、自殺の危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となる必要があるため、今後も普及啓発をしていく。特に、若年者の自殺者が減少していないことから、若年者層に対する自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取り組んでいく必要がある。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図る。	精神保健福祉センター	
	014 生涯学習指導者研修	生涯学習指導者研修の中で、市町村や県の職員を対象に、自尊感情を高める大切さ、人への思いやり、命の大切さ、コミュニケーション能力を磨くこと等をテーマに人権教育を実施します。	生涯学習指導者研修のうち、社会教育担当者コース、公民館担当者コースにおいて、県や市町村の生涯学習・社会教育行政担当職員や公民館職員等を対象に、人権課題に関する講義や協議を行うことにより、社会教育行政や公民館の運営における人権尊重の意識の高揚を図り、人権教育を推進することができた。	人権への知識や感覚を身につけるため、市町村や県の職員を対象に、人権教育に係る内容を含めた生涯学習指導者研修を毎年度2回開催する。		○	生涯学習指導者研修を毎年度2回開催	2回	2回	2回	100.0%	A	市町村や公民館のニーズを踏まえながら研修内容の充実を図るとともに、研修をとおして県と市町村の連携を強化する必要がある。	今後も引き続き、生涯学習指導者研修の中で、県や市町村の生涯学習・社会教育行政担当職員等や公民館職員等を対象に人権教育を実施することで、人権に対する正しい理解と認識を深めていく。	生涯学習課	
	015 教育事務所人権教育研修講座(社会教育関係団体指導者等)	教育事務所人権教育研修講座の中で、社会教育関係団体に関わる指導者等を対象に、自尊感情を高める大切さ、人への思いやり、命の大切さ、コミュニケーション能力を磨くこと等をテーマに人権教育を実施します。	4教育事務所、管内PTA役員等社会教育関係団体指導者等を対象に、人権課題に関する講義や協議を行うことにより、家庭や地域における人権尊重の意識の高揚を図り、人権教育を推進することができた。	人権への知識や感覚を身につけるため、社会教育関係団体に関わる指導者等を対象に、教育事務所人権教育研修講座を毎年度4回開催する。		○	教育事務所人権教育研修講座を毎年度4回開催	4回	4回	4回	100.0%	A	各教育事務所管内における社会教育関係団体指導者のニーズを踏まえながら、研修内容の充実を図る必要がある。	今後も引き続き、教育事務所ごとに社会教育関係団体指導者等を対象に人権教育研修講座を開催することで、人権に対する正しい理解と認識を深めていく。	生涯学習課	
③ インターネット・SNS等を利用した情報発信																
	016 ホームページによる情報発信	「社会の問題」として総合的に取り組むことが必要な自殺対策への関心と理解を、広く県民に向けて普及啓発するため、県ホームページを随時更新し、自殺に関する最新情報や関連情報を積極的に発信します。	【がん・疾病対策課】九都県市の自殺対策強化月間である9月及び3月を中心に、ホームページの更新を随時行い、自殺対策にかかる普及啓発関係イベントや、最新データの掲載等、情報発信に努めた。 【精神保健福祉センター】自殺対策への関心と理解を、広く県民に向けて普及啓発するため、ホームページを随時更新し、自殺に関する最新情報や相談窓口等の関連情報を発信した。	【がん・疾病対策課】自殺対策にかかる最新のコンテンツを発信できるよう、定期的に情報の更新を行った。 【精神保健福祉センター】県民に対して神奈川県での自殺の状況や相談窓口の案内等、自殺対策に関する知識についての普及啓発となった。										【がん・疾病対策課】随時必要な情報を掲載し、分かりやすいページづくりに努める必要がある。 【精神保健福祉センター】見やすいホームページを作成することに努める。	【がん・疾病対策課】最新の情報を掲載し、適切な維持管理を行う。 【精神保健福祉センター】自殺に関する情報を随時更新することで、県民に自殺の現状についての理解を促すこと。並びに相談窓口等の関連情報を掲載することで、県民が自殺に傾くことがないよう情報発信に努める。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター
	017 ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営	特に、若年者層に対する自殺予防を重点的に取り組むため、気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若年者層が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。	パスのデジタルサイネージや県内学生ポータルサイト、ME-BYOカルテ等でアプリの周知を行った結果、令和元年度は総アクセス件数が38,654件であった。	アクセス数累計 300,000件(平成28～34年度)		○	300,000件	78,000件	211,857件	171,200件	143.6%	A	当該アプリは平成28年から運用を開始したが、大規模なコンテンツの更新は行っておらず、また周知方法についても新たな方法を実施できておらず、ユーザー離れが進んでいることから、新たなコンテンツの作成や周知方法も視野に入れる必要がある。	「こころナビ かながわ」の周知方法として新たな方法を検討し、新たなコンテンツの作成が可能かどうか委託先と協議を重ねていく。	がん・疾病対策課	
(2) 児童・生徒の自殺予防に資する教育の実施																
① 自分の大切さ、他者の大切さを認める教育への取り組み																
	018 教科指導等における心身の健康づくりの教育推進	学習指導要領に基づき行われる各校における心身の発達と健康づくり、ストレス対処及び疾病予防に関する取り組みや教育実践を支援します。	・令和元年度は「小中学校版の学校における防災教育指導資料」の改訂年度であり、「心のケア」に関する健康観察や学校における支援についての記載を盛り込んだ。 ・各校における取組や教育実践を支援した。											児童生徒は、生涯にわたり、社会生活における健康・安全について理解を深め、自他の「いのち」の大切さを自覚しながら、自らの管理と改善に基づく「心身の健康づくり」を実践する資質や能力を育む必要がある。	・学習指導要領の改訂と移行期に伴う取り上げ内容の再整理と、各校における取組や教育実践の支援を継続していく。	保健体育課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度			
	019 「いのちの授業」の実践	「ともに生きる社会かながわ憲章※1」の理念を踏まえ、学校・地域・家庭で活用できる教材に指導ガイドを盛り込んだハンドブックを作成し、現在、各学校で展開されている「いのちの授業」のより一層の充実を図ります。	○ 県内の全ての学校での、学習指導要領に基づき、様々な内容・方法により、子どもたちが「いのち」のかけがえのなさや、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやり、互いに支え合って生きることの大切さなどを実感する「いのちの授業」の推進。 ○ 各学校における様々な実践事例を1,788収集するとともに、「いのちの授業」感動作文を8,237作品収集し、大賞などの優秀作品を10作品表彰することで普及啓発を図った。 ○ 令和元年10月、家庭や地域においても「いのちの授業」を推進していくため、取組の充実や参考となる指導事例を掲載して、「かながわいのちの授業」ハンドブックを5,500部、令和2年1月には「かながわいのちの授業」ハンドブック概要版を30,000部増刷し、県内の市町村教育委員会をとおして、PTA等の関係団体、公民館、図書館等、各課関係機関での配架・配付を依頼した。			○ 毎年度応募作品数8,000作品	7,038作品	8,237作品	8,000作品	103.0%	A	○ 「いのちの授業」ハンドブックを活用し、各学校における「いのちの授業」のより一層の充実を図る。 ○ 「いのちの授業」ハンドブック概要版リーフレットを活用しながら、「いのちの授業」の取組を保護者や地域の方に周知すること等を通じて、家庭や地域でも、子どもと大人が「いのち」について考えたり、話したりする機会が増えるよう県PTA協議会等と連携し、取り組んでいく。 ○ コロナ禍において、「いのち」のかけがえのなさや、人への思いやり、互いに支え合って生きることの大切さなどを学ぶ「いのちの授業」のより一層の充実、推進が必要とされる。「ともに生きる社会かながわ」の実現に向け、「いのちの授業」の取組を、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について考える取組とともに、学校だけでなく家庭や地域にも裾野を広げて推進する。	子ども教育支援課
	020 中学生・高校生に対する「いのちの大切さを学ぶ教室」の推進	県内の中学生・高校生に対し、犯罪被害者等の生の声や犯罪被害者等のおかれた厳しい状況等を伝えることで、被害者等に対する理解と共感を育み、同時に自分や他人の「いのち」の大切さ、加害者になってはいけないという規範意識を醸成する取組として、推進を図ります。	県下中学生・高校生に対し、50回の教室を実施し、被害者等に対する理解と共感を育み、「いのち」の大切さについて規範意識の醸成に努めた。 同教室を通じて、県内において作文コンクールを実施し、多数の応募作品から県知事賞等10作品を表彰した。	次世代を担う中学生・高校生に犯罪被害やその家族に置かれている立場、命の大切について理解を深めるため、講話式授業を実施し、社会全体で犯罪被害等思いやり支える気運を醸成させる。			○ 平成23年開始時からの実績回数平均値77回を実施	83回	50回	77回	64.9%	C	中学・高校の各学校は、道徳の授業の中で当教室を実施しているが、道徳授業は他にカリキュラムも多く、更には、近年受験対策が先行していることから、導入が困難となっている。 同教室は、学校側の認知度も低いことから、県教育局に対する教室への協力依頼を継続するとともに、警察署と連携して、啓発活動を強化し、当教室の魅力を学校側へ理解してもらい、教室の導入を狙う。 本年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため、中学・高校共に本格的な新年度学期の開始が大幅に遅れ、授業カリキュラムがタイトスケジュールとなり、当室においても、現時点で教室の実施見込みが立っていない。 当室としては、異例年度であることから、講師と連携を図り、学校側の要望に柔軟に対応できるよう整備する。
② 「いのち」を大切にすることを心をはぐくむ教育の実施													
	021 「いのち」を大切にすることを心をはぐくむ教育推進研究委託事業	県内の小・中学校から4校を推進校に選定し、学校現場において、教科、道徳、特別活動などあらゆる機会を通じて、「いのち」の大切さを学ぶ「いのちの授業」を実践し、ホームページ上に研究事例・研究成果を公表し、県内各学校への周知を図ります。	「いのちを大切にすることを心をはぐくむ教育」推進校4校において、取組を実施。	4教育事務所管内からそれぞれ小中学校のうち1校(計4校)を「いのちを大切にすることを心をはぐくむ教育」推進校として、「いのち」を大切に、夢や希望、感謝の心をもって生きることができる子どもの育成に取り組む。		○ 毎年度「いのちを大切にすることを心をはぐくむ教育」推進校4校	4校	4校	4校	100.0%	A	4教育事務所管内で、それぞれの小・中学校で細かな計画を立て、年間を通して取り組んでいるが、先を見通した計画を立てることが課題である。 「いのちの授業」大賞の応募が増え、認識は広がっている。そこで、次年度も実践校における作文提出を継続し、その場限りの取り組みではなく、継続的に意識させる取組として行っていく。 また、自殺予防に関する講演など関連付けた実践の可能性を検討していく。	子ども教育支援課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課			
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定		
	022 教科指導等における「いのち」と、健康習慣の関連を理解する教育推進	学習指導要領に基づき行われる各校における心身の発達や生活環境に応じた健康づくり、社会生活に応じたストレス対処及び疾病予防に関する取組みや教育実践を支援します。	・令和元年度は「小中学校版の学校における防災教育指導資料」の改訂年度であり、「心のケア」に関する健康観察や学校における支援についての記載を盛り込んだ。 ・各校における取組や教育実践を支援した。									児童生徒は、生涯にわたり、社会生活における健康・安全について理解を深め、自他の「いのち」の大切さを自覚しながら、自らの管理と改善に基づく「心身の健康づくり」を実践する資質や能力を育む必要がある。	・学習指導要領の改訂と移行期に伴う取り上げる内容の再整理と、各校における取組や教育実践の支援を継続していく。	保健体育課		
3 早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する																
(1) かかりつけ医師等への精神疾患の診断、治療技術の向上																
① かかりつけ医師等への適切なうつ病の患者への対応力向上研修の実施																
	023 ころといのちの地域医療支援事業	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する、対応力向上研修について、研修内容等を精査し、うつ病対応力研修の充実に取り組みます。	・政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催し、受講を修了した計261名の医師に修了証書を発行した。 ・当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	平成30年度から34年度の5年間で、かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計1,200人(政令市含む)	○				0人	563人	480人	117.3%	A	・うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていく必要がある。	・引き続き、4縣市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター
(2) 教職員、児童・生徒に対する研修の実施																
① 教職員等を対象とした自殺対策及びメンタルヘルス対策の推進																
	024 自殺対策に関する出前講座	小学校、中学校、高等学校等において、困難に直面した時に、生きることを選択できるように、教職員や児童・生徒を対象に、自殺対策やストレス対処法についての知識を深める「出前講座」を実施します。	実施回数19回、参加者数577人。内訳は小学校7回、中学校6回、高校2回、中高一貫校1回、支援学校1回、教育委員会2回。 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申し込みのあった内2回中止	平成30年度から34年度の5年間で、累計60箇所出前講座実施。	○				0箇所	29箇所	24箇所	120.8%	A	教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深める必要がある。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく	精神保健福祉センター
	025 教職員向け研修会への講師派遣	教職員向け研修会等で教職員を対象に、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応をすることができるように、精神保健福祉センターから講師を派遣します。	実施回数19回、参加者数577人。内訳は小学校7回、中学校6回、高校2回、中高一貫校1回、支援学校1回、教育委員会2回。 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申し込みのあった内2回中止											教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深める必要がある。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく	精神保健福祉センター
	026 大学生向けゲートキーパー養成研修の実施	県内大学等との連携を強化し、大学生や大学の教職員に対して、自分や友人、家族等のこころの不調に気づき、適切に対応をすることができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。	大学生を対象に研修を行い、こころの健康についての理解を深め、身近な人のこころの健康保持や必要な支援を行うことができるよう、ゲートキーパーとしての養成を行った。 ・研修回数 2回 ・研修対象 国際医療福祉大学 小田原保健医療学部(看護学部1年及び県立保健福祉大学保健福祉学部3年生 ・養成者数 141人	県内の大学2校以上において、大学生向けのゲートキーパー養成研修を実施する。	○				1校	2校	2校	100.0%	A	大学生へのゲートキーパー養成研修として、効果的な研修を行うことや、今後は、研修の実施先の新たな開拓が求められる。	コロナ禍の影響も踏まえ、実施方法等を検討していく。	精神保健福祉センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
(3) 地域保健や産業保健関係職員の資質向上															
① 行政担当者等を対象とした自殺対策に関する研修の実施															
	027 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施します。	自殺対策基礎研修1 参加者70名、自殺対策基礎研修2 参加者88名。 第1回地域自殺対策担当者会議47名、第2回地域自殺対策担当者会議46名。合計251名	平成30年から34年の5年間で、自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修の受講修了者累計 550人	○		5年間での受講修了者累計 550人	0人	251人	220人	114.1%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。	精神保健福祉センター
	028 ゲートキーパー養成研修	市町村が企画・実施する庁内職員等を対象としたゲートキーパー養成研修の講師を務めるなど、行政担当者等の人材養成を推進します。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で370回16,693人養成。教職員が4,982人と最多。以下行政職員、一般住民、学生、地域保健・福祉支援関係者、一般企業社員等。フォローアップ研修は9回。233人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている。	ゲートキーパー養成数累計 132,701人(平成20年度～平成34年度)	○		累計 132,701人養成	85,201人	126,056人	104,201人	215.0%	A	知識の再確認・ゲートキーパーの役割の継続のためのフォローアップ研修のあり方	各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
② 地域の人材養成研修の講師を担う指導者養成研修の実施															
	029 ゲートキーパーフォローアップ研修	ゲートキーパー養成研修の講師となる行政機関や関係機関の職員が、受講者に応じた研修内容を企画し、また、養成したゲートキーパーのフォローアップ研修を実施するために、生きることへの支援等必要な情報や知識を得るための研修の実施に取り組みます。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で370回16,693人養成。教職員が4,982人と最多。以下行政職員、一般住民、学生、地域保健・福祉支援関係者、一般企業社員等。フォローアップ研修は9回。233人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている。	ゲートキーパーフォローアップ研修への30市町村及び8保健福祉事務所(計38機関)の60%以上の機関の参加	○		毎年度23機関以上の参加	11機関	38機関	23機関	165.2%	A	知識の再確認・ゲートキーパーの役割の継続のためのフォローアップ研修のあり方	各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター
③ 職場におけるメンタルヘルス対策として産業保健関係職員に対する研修の実施															
	030 職域研修会の実施	各地域の労働基準監督署等と連携を強化し、産業保健関係職員等に対して、研修会を開催し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及していきます。	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかわる研修会を実施した。 ・平塚保健福祉事務所管内：1回16名参加 ・平塚保健福祉事務所秦野センター管内：2回249名参加 ・鎌倉保健福祉事務所及び三崎センター管内：1回67名参加 ・厚木保健福祉事務所管内：3回221名参加 ・厚木保健福祉事務所大和センター管内：1回13名参加	県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターにおいて職域研修会が開催される際には、うつ病、アルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人へのメンタルヘルスについて普及啓発を図った。各地域の労働基準監督署との連携により、県内の各地域において職域研修会が開催され、働く人のメンタルヘルスの向上が図られた。									職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していくことが必要である。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会の開催の際にはうつ病、アルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスについて普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
(4) 介護支援専門員等の資質の向上														
① 介護支援専門員への研修の実施														
	031 介護支援専門員への研修の実施	介護支援専門員に対し、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するための研修を実施します。	下記の研修を実施した。 ア 専門研修課程 ・専門研修課程Ⅰ:令和元年7月～令和2年2月(年7回) ・専門研修課程Ⅱ:令和元年5月～令和2年3月(年12回) イ 更新研修 ・実務経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容)→専門研修課程Ⅰ参照 ・実務経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容)→専門研修課程Ⅱ参照 ・実務未経験者向け更新研修:令和元年7月～9月・令和元年12月～3月(年2回) ウ 主任介護支援専門員研修:令和元年9月～12月・令和2年1月～3月(年2回) エ 主任介護支援専門員更新研修:令和元年9月～11月・令和2年1月～3月(年2回)	介護保険制度の中で中核的な役割を担う介護支援専門員の資質の向上を図るため、以下研修を毎年度1回以上実施する。 ア 専門研修課程 ・専門研修課程Ⅰ ・専門研修課程Ⅱ イ 更新研修 ・実務経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容) ・実務経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容) ウ 主任介護支援専門員研修 エ 主任介護支援専門員更新研修	○	以下研修を毎年度1回以上実施する。 ア 専門研修課程 イ 更新研修 ウ 主任介護支援専門員研修 エ 主任介護支援専門員更新研修	年1回以上の開催	1回以上	1回以上	100.0%	A	研修内容及び受講者の受講環境の一層の向上を図る必要がある。	引き続き研修を体系的に実施するとともに、研修の内容等の改善を図っていく。	地域福祉課
② 老人クラブ等への研修や情報提供の実施														
	032 老人クラブとの連携によるゲートキーパー養成研修の実施	各地域の老人クラブと連携し、会員が主体となって企画している研修会において、ゲートキーパー養成研修を実施します。	未実施	全てのブロック(6箇所)老人クラブとの連携によるゲートキーパー養成研修の実施	○	平成34年度末までに6箇所実施	2箇所	2箇所	4箇所	0.0%	E	働きかけを行ったが、開催することは困難であった。	各地域老人クラブと連携し、開催する。コロナ禍の中ではあるが、研修会等の企画の中でゲートキーパー養成研修を働きかけを行いたい。	精神保健福祉センター
(5) 民生委員・児童委員等への研修の実施														
① 民生委員・児童委員等への研修や普及啓発の実施														
	033 民生委員・児童委員への研修や普及啓発の実施	民生委員・児童委員への研修で、委員活動に必要な知識の習得を図るほか、新任研修やテーマ別研修において、自殺対策を含めた精神保健福祉分野の研修を行います。また、研修の機会に、パンフレット配布など、自殺対策に関する情報提供等を行います。	新任研修 5回開催 テーマ別研修 開催中止(新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため中止) リーダー研修 2回開催(新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため一部中止)	地域福祉で重要な役割を担っている民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、以下研修を毎年度1回以上実施する。 ・新任研修 ・テーマ別研修 ・リーダー研修	○	以下研修を毎年度1回以上実施する。 ・新任研修 ・テーマ別研修 ・リーダー研修	年1回以上の開催	0回以上	1回以上	0.0%	E	新型コロナウイルス感染拡大をうけ、状況に応じた研修(周知)方法の検討が必要。	新型コロナウイルス感染拡大をうけ、状況に応じた研修(周知)方法を検討する。	地域福祉課
(6) 多重債務者の生活再建に関する相談員の資質の向上														
① 多重債務相談窓口相談員等への知識、理解の普及啓発														
	034 生活再建支援相談研修	多重債務者問題の背景や債務整理等の基礎的・発展的知識を学ぶことで、自治体相談窓口の強化を図り、より適切な相談窓口につなげることができる人材を育成するため、研修会を実施します。	多重債務問題の現状と課題を理解したうえで、より適切で細やかな相談対応につなげられるよう、心に問題を抱える者の特性等の知識を深めるとともに、生活再建に向けた家計管理方法と、面接相談時の聴取り・助言のポイントやノウハウを学んだ。また、多重債務の要因となるギャンブル等依存症についても取り上げた。	多重債務相談に役立つ研修を年1回以上実施する。	○	毎年度1回以上研修を実施する。	1回	1回	1回	100.0%	A	生活困窮者自立支援法により家計改善支援事業の実施が各自治体の努力義務となり、家計相談の役割分担を踏まえ、消費生活行政として実施する多重債務者対策研修の在り方が課題となっている。	生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施等関連する事業との役割分担を踏まえつつ、多重債務で悩む方からの相談に対応できる人材を育成する研修の在り方を検討、実施していく。	消費生活課
	035 多重債務者等生活再建支援相談員向けのアドバイザー研修講師派遣の実施	国が実施する特別相談会において生活再建支援相談を併設実施します。また、地域における相談機会を確保するため、市町村等への出張支援相談を行うほか、市町村等の相談員・職員に対し、生活再建支援相談に関するアドバイス等を実施します。	委託した団体「生活クラブ生活協同組合」と連携して、市町村等に出向いて出張支援相談を実施したほか、相談員や職員に対するアドバイスや研修をすることで、地域における相談機会を確保するとともに、市町村への相談手法等のノウハウの提供につなげた。	相談者の身近な市町における相談の実施による市町の相談員等へのノウハウの助言等、多重債務者対策の強化・充実が図られた。								生活困窮者自立支援法により家計改善支援事業の実施が各自治体の努力義務となり、家計相談の役割分担を踏まえ、消費生活行政として実施する多重債務者対策事業の在り方が課題となっている。	生活困窮者自立支援法の改正に伴い、福祉部局との役割分担が明確となったことから、消費生活行政として実施する多重債務者対策事業を見直し、令和元年度をもって出張支援相談は廃止した。	消費生活課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

大柱－中柱－項目	構成施策事業		実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
(7) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上															
① 警察官、消防職員等を対象とした遺族への対応等に関する適切な知識、理解の普及啓発															
	036 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】	警察官や消防職員も含めた行政職員を対象に、自殺の現状や対策、自死遺族の支援、職員のストレス対処法等についての理解を深めるために研修を開催します。	自殺対策基礎研修1 参加者70名、自殺対策基礎研修2 参加者88名。第1回地域自殺対策担当者会議47名、第2回地域自殺対策担当者会議46名。合計251名	平成30年から34年の5年間で、自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修の受講修了者累計 550人	○		5年間での受講修了者累計 550人	0人	251人	220人	114.1%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。	精神保健福祉センター
(8) 自殺対策従事者へのこころのケア対策の推進															
① 自殺対策従事者へのこころのケアに関する研修の実施															
	037 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺対策に従事する職員のこころのケアや、ストレスの対処方法について、知識、理解を普及する研修を実施します。	自殺対策基礎研修1 参加者70名、自殺対策基礎研修2 参加者88名。第1回地域自殺対策担当者会議47名、第2回地域自殺対策担当者会議46名。合計251名	平成30年から34年の5年間で、自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修の受講修了者累計 550人	○		5年間での受講修了者累計 550人	0人	251人	220人	114.1%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。	精神保健福祉センター
	038 ゲートキーパー養成研修【再掲】	行政機関や関係機関の職員等を対象に、こころの不調に気づき、適切に対応することができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で370回16,693人養成。教職員が4,982人と最多。以下行政職員、一般住民、学生、地域保健・福祉支援関係者、一般企業社員等。フォローアップ研修は9回。233人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている。	ゲートキーパー養成数累計 132,701人(平成20年度～平成34年度)	○		累計 132,701人養成	85,201人	126,056人	104,201人	215.0%	A	知識の再確認・ゲートキーパーの役割の継続のためのフォローアップ研修のあり方	各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年に一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
(9) 研修用テキストの更新及び普及啓発、新たな対象者向けテキストやカリキュラム作成															
① 研修用テキストの更新、様々な対象者向けテキストの作成															
	039 研修用テキストの更新、普及啓発	自殺対策における最新の情報を反映させるなど、ゲートキーパー養成研修で使用するテキストを更新するとともに、養成研修を実施する各機関に配布し、研修内容の質の維持と職員の負担軽減を図ります。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で370回16,693人養成。教職員が4,982人と最多。以下行政職員、一般住民、学生、地域保健・福祉支援関係者、一般企業社員等。フォローアップ研修は9回。233人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で370回16,693人養成。年度末はコロナ渦で開催できなかった所も多かった。									最新の情報を反映した教材、取り組みやすい研修テキストやカリキュラムの提供	各市町村の計画が策定され、計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年に一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
4 あらゆる場面において、こころの健康づくりを進める															
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進															
① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進															
	040	メンタルヘルス講演会の開催	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。	・メンタルヘルス講演会を開催し、182名が参加した。	メンタルヘルス講演会開催 年1回	○	毎年度1回開催	1回	1回	1回	100.0%	A	引き続き、参加対象者の要望に沿ったテーマを選定し実施する。	新型コロナウイルス感染症対応の事業見直しにより中止。	雇用労政課
	041	職場のハラスメント対策等	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行いました。	職場のハラスメント対策として中小企業労働改善訪問 370件/年 中小企業労務管理セミナー 年6回	○	中小企業労働改善訪問 370件/年 中小企業労務管理セミナー 年6回	370件	389件	370件	105.1%	A	労務管理に有用な情報を時宜に応じて使用者に提供する。	引き続き、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を実施していく。	雇用労政課
② 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進															
	042	職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にした研修会を実施します。	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。 ・平塚保健福祉事務所管内：1回16名参加 ・平塚保健福祉事務所秦野センター管内：2回249名参加 ・鎌倉保健福祉事務所及び三崎センター管内：1回67名参加 ・厚木保健福祉事務所管内：3回221名参加 ・厚木保健福祉事務所大和センター管内：1回13名参加			県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターにおいて職域研修会が開催される際には、うつ病、アルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人へのメンタルヘルスについて普及啓発を図った。各地域の労働基準監督署との連携により、県内の各地域において職域研修会が開催され、働く人のメンタルヘルスの向上が図られた。						職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していくことが必要である。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会の開催の際にはうつ病、アルコール健康被害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスについて普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
③ 労働者に対するメンタルヘルス対策の充実															
	043	働く人のメンタルヘルス相談の実施	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施した。	働く人のメンタルヘルス相談としてかながわ労働センターにおいて毎月4回実施する。	○	月4回	月4回	月4回	月4回	100.0%	A	より多くの県民が相談できるよう周知を図る。	引き続き、かながわ労働センターにおいて、「働く人のメンタルヘルス相談」を実施していく。	雇用労政課
(2) 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備															
① 地域の相談機関におけるこころの健康問題に関する相談機能の充実及び地域保健、産業保健との連携強化															
	044	こころの電話相談	県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。	こころの電話相談 相談件数 8,310件	平成30年度から34年度の「こころの電話」相談件数 9,300件/年	○	相談件数 9,300件/年	9,284件	8,310件	9,300件	89.4%	B	こころの電話相談においては、継続利用者も多いため、必要な方が利用できるよう引き続き周知が必要。	こころの電話相談を引き続き実施するとともに、従来より精神保健福祉センターが主催する電話相談員研修に、相談員が参加することにより、相談技術の向上を図る。	精神保健福祉センター
	045	精神保健福祉普及相談事業	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 平成30年度：相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度：相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。			相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。						入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定			
	046 特定相談(依存症電話相談、自死遺族相談、ピア電話相談)	アルコール等の依存症に関する電話相談、自死遺族からの電話相談、当事者が相談者となるピア電話相談を継続的に実施します。	依存症電話相談 祝日・年末年始を除く月曜日13:30～16:30 245件(稼働日数:42日) 自死遺族電話相談 祝日・年末年始を除く水・木曜日13:30～16:30 145件(稼働日数:100日) ピア電話相談 祝日・年末年始を除く金曜日13:30～16:30 297件(稼働日数:49日)	特定相談は、定期的に開設することで、相談者が安心して相談できる場(電話相談)を提供することを目標としているため、安定的な実施体制を目標とする。	○	依存症電話相談 週1回 自死遺族電話相談 週2回 ピア電話相談 週1回	通年で週1回 通年で週2回 通年で週1回	1回 2回 1回	1回 2回 1回	100.0% 100.0% 100.0%	A A A	自死遺族電話相談及び依存症電話相談は、より専門的な相談であるため、対応できる相談員に限られている。そのため、不測の事態により対応相談員が不在になることで、安定的に電話相談を開設できなくなる可能性もありことから、今後自死遺族電話相談や依存症電話相談に対応できる相談員の育成が課題となる。	引き続き定期的に開設していく。	精神保健福祉センター
	047 アルコール依存症等対策の推進	アルコール関連問題についての講演会や研修会を実施します。依存症電話相談において、アルコール依存症本人及び家族等からの相談を受け、適切な治療や対応に関する情報提供や助言をすることにより、相談者の孤立を防ぐことに取り組みます。	アルコール健康相談研修 開催日:令和元年10月15日(火) 場所:藤沢市保健所 受講者:46人	平成30年度から34年度の5年間でアルコール相談員研修受講者数 累計300人	○	5年間でアルコール相談員研修受講者数 累計300人	0人	92人	120人	76.7%	B	アルコール健康障害に関する相談は、本人や家族からの相談の他に、地域の支援者からの相談も少なくない。地域の支援者(地域包括や事業所等)へアルコール健康相談についての研修を開催することで、アルコール健康問題についての知識や相談先についての普及啓発を行う必要がある。	10月中に足柄上地域で開催予定。オンライン開催を検討中。	精神保健福祉センター
	048 薬物乱用防止の推進	関係機関の職員が、薬物依存症についての知識を深めるとともに、地域での実践に生かすための研修を実施します。	関係機関の職員が、薬物依存症についての知識を深めるとともに、地域での実践に生かすための研修を実施します。 令和元年度参加者数151名 内容:「依存症からの回復における家族支援の重要性」 「家族支援の重要性:家族の立場から」	平成30年度から34年度の5年間で薬物業務相談員研修受講者数 累計700人	○	5年間で薬物業務相談員研修受講者数 累計700人	0人	260人	280人	92.9%	B	依存症に対しては、地域の支援体制が十分ではないため、県民の関心と理解をさらに深め、地域の支援体制を構築することが必要	地域における支援体制の充実を目指し、県民及び支援者の理解をさらに深め、地域の支援体制を構築していく。新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会等の実施が難しく、他の事業も含め整理が必要なことから、実施を見送る。	精神保健福祉センター
	049 職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署との連携を強化し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にした研修会を実施します。	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。 ・平塚保健福祉事務所管内:1回16名参加 ・平塚保健福祉事務所秦野センター管内:2回249名参加 ・鎌倉保健福祉事務所及び三崎センター管内:1回67名参加 ・厚木保健福祉事務所管内:3回221名参加 ・厚木保健福祉事務所大和センター管内:1回13名参加	県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターにおいて職域研修会が開催される際には、うつ病、アルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人へのメンタルヘルスについて普及啓発を図った。各地域の労働基準監督署との連携により、県内の各地域において職域研修会が開催され、働く人のメンタルヘルスの向上が図られた。	○								職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していくことが必要である。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会の開催の際にはうつ病、アルコール健康被害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスについて普及啓発を図る。
② 高齢者、女性、生活困窮者、性的マイノリティ等、様々な対象、課題に対する相談支援体制の連携強化														
	050 「かながわ認知症コールセンター」の運営	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みといった、認知症全般に関する相談を電話で受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。	「かながわ認知症コールセンター」を年間155日開設し、認知症の人やその家族等からの電話相談を年間943件受け付け、介護の悩み等認知症全般に対する相談を行った。		○	毎年度約150日	148日	155日	155日	100.0%	A	コールセンターへの相談件数は年々増加傾向にあり、今後もコールセンターを適切に運営し、積極的に広報・周知を行うことで、必要とする人がサービスを利用できるよう、相談体制の充実を図る必要がある。	ホームページやリーフレット等を活用し、コールセンターの広報・周知を図る。また、コールセンターを週3回開設し、認知症の人やその家族等に対する電話相談を着実に実施する。	高齢福祉課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱-中柱 -項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
	051 老人クラブによる友愛訪問	老人クラブが中心となって、会員や民生委員・児童委員、ボランティア等からなる「友愛チーム」をつくり、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問し、相談相手や話相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。また、県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。	・449の友愛チームが活動を実施した。	老人クラブによる友愛訪問におけるチーム数の確保	○	毎年度441チーム	441チーム	449チーム	441チーム	101.8%	A	・老人クラブ会員数と加入クラブ数が、年々減少傾向にある。	・友愛チーム数の維持を図るため、会員数の減少を抑えるための活性化方策の検討が引き続き必要。	高齢福祉課	
	052 女性電話相談室	日常生活を送るうえで起こる様々な問題に向き合わざるを得ない女性自身やその家族等のための電話相談を行います。	・夫婦間、親族間のトラブルや、本人または家族の病気など、女性からの様々な相談を受け付け、必要に応じて各専門窓口の案内などを行った。				女性からの様々な相談を受け付けることで、誰でも相談しやすい電話相談窓口として一定の成果をあげることができた。					悩みを抱えている女性自身やその家族、地域社会等のためにも、解決の糸口として、誰でも相談しやすい電話相談窓口が必要。	引き続き、日常生活を送るうえで起こる様々な問題に向き合わざるを得ない女性自身やその家族等のための電話相談を行う。	女性相談所	
	053 性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業	NPOと協働して、県内の若者自立支援機関等に対しLGBTの理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを推進します。	【人権男女共同参画課】 ・LGBT理解促進講座 1回実施。90名参加(計画1回。20名参加) ・啓発資料の作成・配布 2回実施。7,280枚配布(計画1回。6,000枚配布) ・県相談機関での就労相談 8時間。8人実施(計画12時間。12人実施) 【青少年課】 ・研修の実施(8月1日 平塚市教育委員会校務作業員研修) LGBT理解促進のための普及啓発活動として実施。教育関係者等90人が参加。 ・行政との意見交換(9月3日子ども・若者支援連携会議(平塚ブロック)) 困難を有する若者の社会参加・就労支援のための課題・連携方策等について意見交換を実施。 地域の困難を有する子ども・若者に対する相談・支援担当者等40人が参加。 ・資料作成・配布 NPOが作成したチラシ及び団体資料6,000部を、かながわ若者就職支援センターや若者サポートステーション等の機関へ配布。 【雇用労政課】 ・団体が作成したチラシについて、市町村関係所管課等へ配布した。 ・当課が実施する出張就職相談「若者のための地域出張相談～就活なんでも相談～」の横須賀市での実施枠毎月1枠について、当該団体と連携し、LGBTの若者対象枠として実施した。 【がん・疾病対策課】 当課のネットワークを利用し、市町村や保健福祉事務所等の関係団体に600部の普及啓発リーフレット配布を行った。				【人権男女共同参画課】B:性的マイノリティについて一般の理解促進を図ることができたが、当事者に対する支援は目標を下回った。 【青少年課】A:取組により、若者の相談・支援業務に携わる行政・民間団体関係者を始めとした幅広い層に、LGBTや団体についての理解促進が図られ、県内の各支援機関とのつながりを構築することができた。 また、公開講座や就労支援事業担当者との打合せにより、LGBTの支援者育成が浸透しつつあるほか、メディア掲載により広く県民への周知を図ることができた。 【雇用労政課】C:事業は計画どおりに実施されたが、出張就職相談のLGBTの若者を対象とした枠にまだ空きがある状況であるため。実施率:66.7% (設置枠数:12枠、相談実績:8枠) 【がん・疾病対策課】A:当課での事業協力は主に普及啓発への協力であり、当初想定どおり600部のリーフレット配架に協力できた。					【人権男女共同参画課】理解促進講座は、予定の4倍を超える参加者数を確保できたが、当事者支援である就労相談は、予定の参加者数を下回った。予約自体はあったものの、当日キャンセルが多く、目標を達成するためには対応方法などの再検討も必要と思われる。 【青少年課】認知度は着実に上がっているが、支援を必要とする若者が潜在化しやすく、適切な支援を受けにくい。また、企業や支援者の理解が浸透しにくいことから、LGBTの若者に対する就労支援を一層進めるため、今後も困難を抱える若者の相談窓口、自立支援関係者、就業支援関係者、企業とのネットワークづくりに取り組み、連携を深める必要がある。 【雇用労政課】出張就職相談のLGBTの若者を対象とした枠にまだ空きがある状況であるため、当課と団体との連携をさらに密にし、周知を図っていく必要がある。 【がん・疾病対策課】令和元年度で「かながわボランティア活動推進基金21事業」が終了したため、令和2年度以降、これまでと変わらないLGBTへの理解や知識をどう深めていけるか、検討していく必要がある。	【人権男女共同参画課】令和元年度で当該基金事業は終了となったが、令和2年度はNPO団体と覚書を締結し、引き続き課題解決のために連携・協働して事業を実施する。 【青少年課】協働事業は令和元年度で終了。今後は、青少年センターで実施する指導員研修等での講師依頼や、神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等を依頼する。 【雇用労政課】基金事業は終了となるが、当課からReBitへ依頼のうえ、基金事業で実施していた就労相談と同様の相談を「性的マイノリティ就活相談」として実施。 【がん・疾病対策課】協定を結んでいない関係においても、普及啓発への協力など、可能な限り協力をしていく予定である。	人権男女共同参画課 青少年課 雇用労政課 がん・疾病対策課	
	054 性的マイノリティ(LGBT等)交流相談・研修事業	性的マイノリティ(LGBT等)の当事者の交流事業や相談事業を実施するとともに、企業担当者や、児童養護施設職員等を対象とした研修事業を実施します。	・10～20代の性的マイノリティ(LGBT等)の当事者の交流会は33回を予定し、29回実施した。実施しなかった4回については、1回は台風、3回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。 ・性的マイノリティ当事者及びその家族、支援機関の依頼に応じた専門相談員の派遣を36件実施した。 ・企業担当者向け研修を2回、児童養護施設職員向け研修を2回、宿泊施設向け研修を5回(4社)実施した。	毎年度、性的マイノリティ(LGBT等)交流相談・研修事業として次のような目安で実施。 ア 交流会 3会場計33回 イ 派遣相談事業 36件 ウ 企業向け研修 2回80人 エ 児童福祉施設職員向け研修 4回計160人	○	交流会 3会場計33回	33回	29回	33回	87.9%	B				
						派遣相談事業 36件	36件	36件	36件	100.0%	A				
						企業向け研修 2回80人	80人	47人	80人	58.8%	C				
						児童福祉施設職員向け研修 4回計160人	160人	63人	160人	39.4%	D	各種研修について、広報等を工夫し、多くの参加を呼びかける必要がある。	市や関係機関と連携し、広く周知するように努める。新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえながら実施の可否を判断する。また、実施する場合は感染対策を講じる。	人権男女共同参画課	

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱-中柱 -項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
	055 生活困窮者自立促進支援事業	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立の促進を図ります。	生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、一人ひとりに応じた支援計画を作成。この支援計画に基づき、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。									町村役場の職員等関係者に対し相談窓口の周知が進んだこともあり、継続して支援が必要な方を含め相談者が増えている。生活困窮者が抱える課題は多岐にわたるため、支援員の資質の向上や他機関との連携をより進めていくなど、体制の強化が課題。	新型コロナウイルスの影響により、生活困窮者が増加することを踏まえ、引き続き関係機関と連携しながら支援を実施していく。	生活支援課	
	056 ワンストップ支援推進事業	生活困窮者から寄せられた相談を受け止めるため、制度及び相談窓口のさらなる周知・充実強化や相談支援員の資質向上に取り組むことで、困窮者の目線に立った入口から出口までの寄り添った支援を推進します。	・制度周知用のチラシを25,000部、ポケットティッシュを20,000個作成し、各市町村や関係機関に配布したほか、相談窓口案内用のカードを7,000枚作成し、町村の各窓口にて自立支援機関窓口の利用勧奨を促した。 ・生活困窮者自立支援制度に関する各種支援員向けの研修を5回から9回に増やし、支援員の資質向上及び支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。		○	毎年度、生活困窮者自立支援制度都道府県研修の受講者数300人	150人	239人	300人	79.7%	B	・支援を必要とする人が相談窓口につながるよう、引き続き制度の周知を行う必要がある。 ・支援員が研修に参加しやすくなるよう、周知の方法やプログラムを見直すなど、改善を図りながら実施していく必要がある。	・制度周知用のチラシやポケットティッシュなどを作成し、制度の周知を図る。 ・県内自立支援機関の相談支援員向けの研修をさらに充実させ、支援員の資質向上および支援員同士のネットワークづくりに取り組む。	生活支援課	
	057 求職者に対する生活支援相談	シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方うち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施します。	シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方うち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施した。延べ利用者数:15人									対象者に各種必要な情報提供等がなされている。	シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方うち、生活資金に不安を感じている方を対象に、今後も引き続き事業を実施していく。	引き続き事業を実施予定。	雇用労政課
	058 かながわ子ども若者総合相談事業	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介しします。	子ども・若者育成支援推進法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）」を運営し、延4,249件の電話・来所・LINE相談に対応した。		○	毎年度全体会議1回 毎年度ブロック会議5回 毎年度セミナー受講者70人	1回 5回 70人	1回 5回 148人	1回 5回 70人	100.0% 100.0% 211.4%	A A A	市町村（横浜市・相模原市を除く）において、子ども・若者支援地域協議会の設置が進んでいない事が課題となっている。	引き続き、神奈川県子ども・若者支援連携会議等を通じて、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。	青少年センター	
	059 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、こころの病気等について電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組めます。	(精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。									相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。	入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
③ 精神保健福祉ボランティア団体等県民による身近な地域の支えあいの活動推進															
	060 ふれあい心の友訪問援助事業	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取り組みを進めます。	・メンタルフレンドの登録数 18名 ・メンタルフレンドの派遣回数 48回		○	毎年度メンタルフレンドを派遣する延べ回数86回	86回	48回	86回	55.8%	C	・メンタルフレンドの登録数及び派遣数は、昨年度に比べ減少している。 ・メンタルフレンドの事業の普及、広報について、継続して取り組む必要がある。	・引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する。	子ども家庭課	

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課			
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)				進捗率or進捗度	判定	
(3) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の強化																
① スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化																
	061 県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置	臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が十分カウンセリングを利用できるように取り組みます。	1. 配置状況…84人 他、スーパーバイザーを1人教育局に配置。 2. 令和元年度の相談実績 合計18,351件 *生徒、保護者、教職員対象 主な相談内容として 長期欠席・不登校 3,310件、いじめ219件、発達障害1,320件などがある。	県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置	○		平成34年度末までにスクールカウンセラー 120人配置	60人	84人	90人	80.0%	B	学校によってはスクールカウンセラーの勤務が月2回程度になることから、継続的なカウンセリングに課題があるほか、カウンセリングを希望する生徒に対して適時に対応できていないため、更なる配置拡充が必要である。	新たに4人を拡充して88人を拠点校に配置し、相談体制の更なる充実に努めていく。	学校支援課	
	062 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置	福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、より多くの学校が積極的に利用できるような取り組みます。	年間70回勤務、1日あたり7時間、30人のスクールソーシャルワーカーを拠点校に配置した。 ・対応回数(延べ数) 令和元年度 5,845件	県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置	○		スクールソーシャルワーカー 30人配置	20人	30人	30人	100.0%	A	貧困等子どもたちが置かれた環境が厳しくなっており、こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要性がある。	次年度においても、30人を拠点校に配置する。	学校支援課	
	063 県立高等学校へのスクールメンター配置	生徒の話に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターの配置を拡充し、生徒一人ひとりに目の行き届いた支援の充実をめざします。	心理的ケアを必要とする生徒が多く在籍する等、支援を必要としている県立高校20校を指定し、学校に「スクールメンター」を配置し、自殺予防を図ることを目的に、登下校指導や進路相談、校内巡回等を実施した。 ・実施日数 54日(1校あたりの平均) ・対応件数 2,747件	県立高等学校へのスクールメンター配置	○		毎年度スクールメンター30人配置	20人	20人	30人	66.7%	C	・勤務時間、日数が少ないことから、生徒と関わる機会が限られる。 ・報酬等の関係で人選が困難である。	・引き続き、心理的ケアを必要とする生徒が多く在籍する等支援を必要としている県立高校20校を指定し、学校に「スクールメンター」を配置する。 ・限られた時間の中で、より充実した支援が行えるよう、教職員とスクールメンターが連携を図り校内支援体制の充実に努めていく。	学校支援課	
	064 県立高等学校・県立中等教育学校への自殺予防の啓発	県立学校の生徒指導担当者や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象に、自殺予防に対する意識啓発を図ります。	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、児童虐待やいじめ、不登校など、教育現場における今日的な課題をテーマに設定し、研修会を実施した。 ・開催回数 6回 ・受講者数 569人(スクールカウンセラー連絡協議会130人、特別支援学校生徒指導担当者会議56人、教育相談コーディネーター会議218人、県立高等学校生徒指導担当者会議165人)	自殺予防啓発の会議への参加者数 累計1,400人(平成28～34年度)	○		累計1,400人(平成28～34年度)	160人	1,124人	725人	170.6%	A	教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、児童・生徒に対して自殺予防に関する更なる啓発活動に取り組む必要がある。	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、自殺の現状や関係機関との連携等をテーマとして研修会を実施する。	学校支援課	
	065 公立中学校へのスクールカウンセラー配置	小・中学校の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っています。全公立中学校(政令指定都市を除く)にスクールカウンセラーを配置し、学区内の公立小学校へも対応しています。	1. 配置状況(政令市を除く) 全公立中学校及び県立中等教育学校に配置 スクールカウンセラーアドバイザーを4教育事務所及び横須賀市教育委員会に配置。 2. 令和元年度の相談実績 合計58,034件 *小学生、中学生、保護者、教職員対象 主な相談内容として 不登校19,291件、いじめ661件、虐待416件などがある。	スクールカウンセラー-中学校全校配置の現状を維持	○		県内中学校への配置 100%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	A	これまでもスクールカウンセラーの資質向上には努めているが、今後も家庭や関係機関との連携等、スクールカウンセラーの効果的な活用について推進していく必要がある。	問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期解決に向けた「チーム学校」としての取り組みを推進していくために、連絡協議会をスクールソーシャルワーカーと合同で実施するなど、学校の支援体制の更なる充実に努めていく。また、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スーパーバイザーやアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施していく。	子ども教育支援課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)	進捗率or進捗度			
	066 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを教育分野に導入し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて、問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざします。	年間35回勤務、1日あたり7時間、44名のスクールソーシャルワーカーを配置した。 (湘南三浦地区12名、県央地区15名、中地区8名、県西地区9名) また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2名を教育局に配置した。 学校や関係機関と連携して支援を行った。 ・相談件数(延べ数) H30年度 1,588件	各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置 スクールソーシャルワーカー54人 スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー 2人	○		36人	44人	45人	88.9%	B	本県の問題行動等は依然として高い発生件数で推移しており、「子どもの貧困」問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要がある。	複雑化・困難化する問題行動や、自殺問題等の予防・早期解決に向けた対応を迅速、的確に行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充を目指す。	子ども教育支援課
② 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化														
	067 地域連携による高校生のごころサポート事業	推進校に指定された学校の活動報告を、県立学校の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の県立学校への普及に取り組みます。	高等学校において、ひきこもり傾向が強い生徒、精神疾患等による自殺のリスクがある生徒等に対して面接等支援を行い、自殺防止を図った。 不登校等の課題を抱える生徒への支援に実績のある精神科医やフリースクール関係者等を招き、高等学校の教職員等を対象にケース会議や研修会を行い、支援者の養成を行った。 ・実施回数 44回 ・対象校数 6校	平成30年から34年までに、事業の成果を発表する会議への参加者数 累計約500人	○		0人	329人	200人	164.5%	A	精神科医による講演を行う際に、適任者の予定が過密で、依頼できないことがある。	不登校等の課題を抱える生徒への支援に実績のある精神科医やフリースクール関係者を招き、高等学校の教職員等を対象にケース会議や研修会を行い、支援者の養成を行う。	学校支援課
③ 児童・生徒のメンタルヘルスの保持増進及び教職員のメンタルヘルス対策の推進														
	068 県内公立学校への自殺予防の啓発	県内公立学校の学校保健関係教職員を対象に研修を実施し、児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を図ります。	・学校保健安全法に基づき、学校においては、養護教諭その他の職員は、相互に連携して、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談、必要な保健指導、保護者への助言を行っている。また、健康相談や保健指導の際に、地域の医療その他関係機関との連携を図ることも大切であるとされており、養護教諭に限定してきた研修の対象者を平成29年度から拡大した。 ・平成29年度に研修対象を拡大した結果、定員58名のところ参加者57名であった。そのうち、養護教諭以外の教職員が7名(12%)、養護教諭の総括教諭が3名(5%)であった。 ・平成30年度は、定員90人程度としたところ参加者は63名であった。養護教諭以外の教職員が12名(19%)、養護教諭の総括教諭が7名(11.1%)であった。研修内容の充実や周知の仕方を工夫し、養護教諭以外の参加者及び養護教諭の総括教諭が2倍となった。 ・令和元年度は、定員90人程度としたところ74名とさらに参加者が増えた。養護教諭以外の教職員が8名(10.9%)、養護教諭の総括教諭が7名(9.5%)であった。また、参加者の要望に基づき、学校保健研修講座においても、「子どものSOSを見逃さないためにできること」というテーマで児童相談所所員に講演いただいた。学校保健研修講座の参加者は149名であった。	平成34年度末までに、養護教諭以外の参加者を総数の1/3以上にする。 (定員58人のままであれば、17人程度)	○		12.0%	10.9%	20.0%	-13.8%	E	・教育や支援に携わる教職員が共通した認識を持つことで、実践の質が向上するため、よりよい校内外の連携体制を築く一助となるための研修を運営する必要がある。 ・よりよい校内外の連携体制を築くため、多くの職種の研修参加者が増えていくことが望ましいと考える。 ・参加者は年々増えているが、養護教諭以外の参加者が一定数以上増えない現状があるため、周知等を改めて工夫していく必要があると考える。	・平成34(令和4)年度末までに、養護教諭以外の参加者を総数の1/3以上にする。 (平成34(令和4)年度末までに教諭以外の参加者34%、定員58人のままであれば、17人程度) ・今後も、研修内容の充実や周知の仕方を工夫し、参加者を増やしていく。	保健体育課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱-中柱 -項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
(4) 大規模災害時の被災者のこころのケアの推進														
① 大規模災害時に備え、被災地域の精神保健医療活動を適切に行う体制整備														
	069 災害派遣精神医療 チーム(DPAT)体制整備 事業	災害、犯罪被害、事故等の緊急時において 専門的なこころのケアに関わる対応が円滑に 行われるよう、運営委員会の開催や研修会の 実施により、体制を整備します。	ア 災害派遣医療チームの設置: 登録医療機関21機関、登録行政機関4 機関、登録チーム数62チーム イ 運営委員会:R1.8.9、R2.2.20(書面会 議)、委員数10名、開催回数2回 ウ チーム構成員研修 かながわDPAT研修 R1.11.30~12.1... 56名 かながわDPAT技能維持研修 R2.2.2... 30名 計86名受講 エ マニュアルの作成・改定:政令市担当者 と打合せ4回	平成34年度末までに、かな がわDPAT登録機関等の機関数 18機関	○	平成34年度 末までに18 機関	12機関	21機関	15機関	300.0%	A	・チーム構成員の技能維持 ・登録機関の配置のバランス (地域的に偏在)	・災害派遣医療チームを増や すため、引き続き研修を実施 する。 ・登録機関を対象とした技能 維持研修を継続する。 ・課題を認識する機会として、 大規模地震時医療活動訓練 に参加する。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター
5 ICTの活用も含めた若年者への支援を進める														
(1) いじめを苦しめた子どもの自殺予防														
① いじめの早期発見をする地域の体制整備														
	070 「人権・子どもホットラ イン」等による相談対応	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子ども を守ることを目的とした子ども専用の電話相談 のほか、「子ども・家庭110番」、「児童相談所 全国共通ダイヤル」等で、育児不安の解消、 虐待の早期発見、早期対応を図ります。	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時~21 時)相談受付件数 139件 ・子ども・家庭110番(毎日9時~20時)相談 受付件数 1,634件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間365 日) 916件	「人権・子どもホットライン」等 による相談対応 子ども・家庭110番 人権・子どもホットライン 毎日9時~21時 全国児童相談所共通ダイヤル 24時間365日	○	「人権・子ども ホットライン」 等による365 日の相談対 応	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減 はあるが、相談しやすい仕組 みのためには、複数の相談 窓口を設置することが必要で ある。	いじめや体罰、虐待等の 人権侵害から子どもを守ることを 目的とした子ども専用の電話 相談「人権・子どもホットライ ン」、「子ども・家庭110番」、 「児童相談所虐待対応ダイヤ ル」等による電話相談を受け 付ける。	子ども家庭課
	071 いじめ・暴力行為問 題対策協議会	私立中学高等学校協会、私立小学校協会、 私学保護者会連合会の役員を集めて協議を し、情報提供を行います。	令和2年3月に実施予定であったが、新型コ ロナウイルス感染症の影響により中止となっ た。	私立中学高等学校協会等の役 員を招請し、年1回協議会を開 催	○	毎年度1回の 開催	1回	0回	1回	0.0%	E	主催者である私立中学高等 学校協会やその他の関係機 関と連携し、今後も円滑な情 報提供に努める。	引き続き情報提供を行う。	私学振興課
	072 いじめ問題対策研修 会	外部講師を招き、毎年研修内容を設定し、県 内私立小・中・高等・中等教育・特別支援学 校の教職員を対象に研修会を実施します。	令和2年3月に実施予定であったが、新型コ ロナウイルス感染症の影響により中止となっ た。	県内私立小・中・高等学校の教 職員を対象に年1回研修を実 施	○	毎年度1回の 実施	1回	0回	1回	0.0%	E	新型コロナウイルス感染症の 状況に応じて、開催方法を工 夫するなど、検討に努める。	引き続き研修会を実施する。	私学振興課
	073 教育指導担当職員 による「いじめ」に関する 教育相談の実施	教育指導担当職員が電話(場合によっては直 接)にて保護者、生徒等からの教育相談を実 施します。	令和元年度は299件(うちいじめに関するも のは25件)の教育相談を実施した。									教育指導担当職員間で相談 内容を共有し、引き続き、円 滑な対応が図られるよう努め る。	引き続き教育相談を実施す る。	私学振興課
② いじめに対する学校・教育委員会、家庭・地域の連携強化														
	074 いじめ防止対策推進 法の推進	いじめ防止等の取組みを推進するため、各学 校におけるより効果的な研修等の実施や、関 係機関や家庭・地域との連携の実現をめざし ます。	学校と外部の専門機関との連携を推進する ため、学校に対して、効果的に連携できた 具体例などを周知した。また、学校における 実践的な教職員研修を推進するため、教職 員の現状やニーズを把握し、研修内容を検 討した。さらに、学校において組織的対応を 徹底するためのシミュレーション研修を推進 するため、学校で活用できる研修ツールを 作成・配付した。	平成34年度末までに、いじめ問 題に係る点検項目のうち「家 庭・地域との連携」4つの点検 項目について「十分取り組め た」と回答する学校を10%増や し70%とする。	○	平成34年度 末までに7 0%	60.0%	62.0%	64.0%	50.0%	C	効果的に連携できた具体例 については、事例をさらに蓄 積していく必要がある。ま た、研修ツールについては、 事例の蓄積に応じて更新して いく必要がある。	引き続き、学校と外部の専門 機関との連携を推進するた め、学校に対して、効果的に 連携できた具体例などを周 知する。また、学校における 実践的な教職員研修を推進 するため、教職員の現状や ニーズを把握し、研修内容を 検討していく。	学校支援課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)				進捗率or進捗度	判定
③ いじめに対する相談支援体制の充実															
	075 24時間子どもSOSダイヤルの実施	いじめをはじめとして子どもの困りごとに対応するため専用の電話相談窓口を設け、24時間365日対応します。	専用の電話相談窓口を24時間365日設置し、いじめをはじめとした子どもに関する様々な困りごとや悩みについて、令和元年度は2,425件に対応した。	いじめをはじめとした子どもの困りごと全般に、専用の電話相談窓口で24時間365日対応し、相談者の心の安定を図ることが目標。		○	専用の電話相談窓口で365日対応	365日	365日	365日	100.0%	A	相談者が「死にたい」と訴えるなど、命に関わる緊急性が高い相談への対応や、家族間、友人間の人間関係の悩み等の不安に適切に対応する高いスキルが求められていること。	専用の相談窓口で、いじめや不登校をはじめとした子どもの様々な困りごとや悩みに、引き続き24時間365日対応し、相談者の不安な気持ちに寄り添って、心の安定を図る。	総合教育センター
(2) 学校における相談支援の推進体制の強化															
① スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化															
	076 県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置【再掲】	臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が十分カウンセリングを利用できるように取り組みます。	1. 配置状況…84人 他、スーパーバイザーを1人教育局に配置。 2. 令和元年度の相談実績 合計18,351件 *生徒、保護者、教職員対象 主な相談内容として 長期欠席・不登校3,310件、いじめ219件、発達障害1,320件などがある。	県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置		○	平成34年度末までにスクールカウンセラー 120人配置	60人	84人	90人	80.0%	B	学校によってはスクールカウンセラーの勤務が月2回程度になることから、継続的なカウンセリングに課題があるほか、カウンセリングを希望する生徒に対して適時に対応できていないため、更なる配置拡充が必要である。	新たに4人を拡充して88人を拠点校に配置し、相談体制の更なる充実に努めていく。	学校支援課
	077 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置【再掲】	福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、より多くの学校が積極的に利用できるように取り組みます。	年間70回勤務、1日あたり7時間、30人のスクールソーシャルワーカーを拠点校に配置した。 ・対応回数(延べ数) 令和元年度 5,845件	県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置		○	スクールソーシャルワーカー 30人配置	20人	30人	30人	100.0%	A	貧困等子どもたちが置かれた環境が厳しくなっており、こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要性がある。	次年度においても、30人を拠点校に配置する。	学校支援課
	078 県立高等学校へのスクールメンター配置【再掲】	生徒の話に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターの配置を拡充し、生徒一人ひとりに目の行き届いた支援の充実をめざします。	心理的ケアを必要とする生徒が多く在籍する等、支援を必要としている県立高校20校を指定し、学校に「スクールメンター」を配置し、自殺予防を図ることを目的に、登下校指導や進路相談、校内巡回等を実施した。 ・実施日数 54日(1校あたりの平均) ・対応件数 2,747件	県立高等学校へのスクールメンター配置		○	毎年度スクールメンター30人配置	20人	20人	30人	66.7%	C	・勤務時間、日数が少ないことから、生徒と関わる機会が限られる。 ・報酬等の関係で人選が困難である。	・引き続き、心理的ケアを必要とする生徒が多く在籍する等支援を必要としている県立高校20校を指定し、学校に「スクールメンター」を配置する。 ・限られた時間の中で、より充実した支援が行えるよう、教職員とスクールメンターが連携を図り校内支援体制の充実に努めていく。	学校支援課
	079 県立高等学校・県立中等教育学校への自殺予防の啓発【再掲】	県立学校の生徒指導担当者や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象に、自殺予防に対する意識啓発を図ります。	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、児童虐待やいじめ、不登校など、教育現場における今日的な課題をテーマに設定し、研修会を実施した。 ・開催回数 5回 ・受講者数 569人(スクールカウンセラー連絡協議会130人、特別支援学校生徒指導担当者会議56人、教育相談コーディネーター会議218人、県立高等学校生徒指導担当者会議165人)	自殺予防啓発の会議への参加者数 累計1,400人(平成28～34年度)		○	累計1,400人(平成28～34年度)	160人	1,124人	725人	170.6%	A	教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、児童・生徒に対して自殺予防に関する更なる啓発活動に取り組む必要がある。	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、自殺の現状や関係機関との連携等をテーマとして研修会を実施する。	学校支援課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)				進捗率or進捗度	判定
	080 公立中学校へのスクールカウンセラー配置【再掲】	小・中学校の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っています。 全公立中学校(政令指定都市を除く)にスクールカウンセラーを配置し、学区内の公立小学校へも対応しています。	1. 配置状況(政令市を除く) 全公立中学校及び県立中等教育学校に配置 スクールカウンセラーアドバイザーを4教育事務所及び横須賀市教育委員会に配置。 2. 令和元年度の相談実績 合計58,034件 *小学生、中学生、保護者、教職員対象 主な相談内容として 不登校19,291件、いじめ661件、虐待416件などがある。	スクールカウンセラー中学校全校配置の現状を維持	○		県内中学校への配置100%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	A	これまででもスクールカウンセラーの資質向上には努めているが、今後も家庭や関係機関との連携等、スクールカウンセラーの効果的な活用について推進していく。	問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期解決に向けた「チーム学校」としての取り組みを推進していくために、連絡協議会をスクールソーシャルワーカーと合同で実施するなど、学校の支援体制の更なる充実を努めていく。また、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スーパーバイザーやアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施していく。	子ども教育支援課
	081 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置【再掲】	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを教育分野に導入し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて、問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざします。	年間35回勤務、1日あたり7時間、44名のスクールソーシャルワーカーを配置した。 (湘南三浦地区12名、県央地区15名、中地区8名、県西地区9名) また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2名を教育局に配置した。 学校や関係機関と連携して支援を行った。 ・相談件数(延べ数) H30年度 1,588件	各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置 スクールソーシャルワーカー54人 スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー 2人	○		スクールソーシャルワーカー 54人	36人	44人	45人	88.9%	B	本県の問題行動等は依然として高い発生件数で推移しており、「子どもの貧困」問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要がある。	複雑化・困難化する問題行動や、自殺問題等の予防・早期解決に向けた対応を迅速、的確に行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充を目指す。	子ども教育支援課
② 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化															
	082 地域連携による高校生のこころサポート事業【再掲】	推進校に指定された学校の活動報告を、県立学校の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の県立学校への普及に取り組みます。	高等学校において、ひきこもり傾向が強い生徒、精神疾患等による自殺のリスクがある生徒等に対して面接等支援を行い、自殺防止を図った。 不登校等の課題を抱える生徒への支援に実績のある精神科医やフリースクール関係者等を招き、高等学校の教職員等を対象にケース会議や研修会を行い、支援者の養成を行った。 ・実施回数 44回 ・対象校数 6校	平成30年から34年までに、事業の成果を発表する会議への参加者数 累計約500人	○		5年間で参加者数500人	0人	329人	200人	164.5%	A	精神科医による講演を行う際に、適任者の予定が過密で、依頼できないことがある。	不登校等の課題を抱える生徒への支援に実績のある精神科医やフリースクール関係者を招き、高等学校の教職員等を対象にケース会議や研修会を行い、支援者の養成を行う。	学校支援課
③ 児童・生徒のメンタルヘルスの保持増進及び教職員のメンタルヘルス対策の推進															
	083 県立学校における緊急時の児童・生徒の健康相談・保健指導の充実	緊急時の県立学校における取組みや、教育実践を支援します。	・令和元年度は「小中学校版の学校における防災教育指導資料」の改訂年度であり、「心のケア」に関する健康観察や学校における支援についての記載を盛り込んだ。 ・各校における取組や教育実践を支援した。				学校保健安全法に基づき行われる各校における健康相談、保健指導のため、各校より相談等があれば適宜助言等を行った。						危険等発生時は、特に緊急支援を要し、支援に携わる教職員が共通した認識を持ち、より迅速に校内外の連携体制を築き、児童生徒等の安全の確保を図りつつ、支援を行う必要がある。	・各校における取組や教育実践の支援を継続していく。	保健体育課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
(3) SOSの出し方に関する教育の推進														
① 教職員に対する普及啓発及び研修の実施														
	084 自殺対策に関する出前講座【再掲】	県は、関係機関との連携を強化し、小学校、中学校、高等学校等において、教職員や児童等を対象とした、「出前講座」の拡充を図っていきます。	実施回数19回、参加者数577人。内訳は小学校7回、中学校6回、高校2回、中高一貫校1回、支援学校1回、教育委員会2回。 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申し込みのあった内2回中止	平成30年度から34年度の5年間で、累計60箇所で行前講座実施。	○	5年間の開催箇所累計 60箇所	0箇所	29箇所	24箇所	120.8%	A	教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要である。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく	精神保健福祉センター
	085 教職員向け研修会への講師派遣【再掲】	教職員向け研修会に対して、「出前講座」の講師を派遣することにより、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することができる教職員の育成に取り組みます。	実施回数19回、参加者数577人。内訳は小学校7回、中学校6回、高校2回、中高一貫校1回、支援学校1回、教育委員会2回。 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申し込みのあった内2回中止									教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要である。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく	精神保健福祉センター
② 児童・生徒へのSOSの出し方に関する教育の実施														
	086 SOSの出し方に関する教育の実施	「いのちの授業」の取組みに位置づけたり、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材の活用を図ったりするなど、各学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育に取り組みます。また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について学校への周知を図ります。	・全県指導主事会議で情報提供を行った。 ・自殺対策出前講座を利用した。 ・県立高等学校及び県立中等教育学校の管理職等を対象とした教育課程説明会において、生徒によるSOSの出し方に関する教育の取組について情報提供を行った。 ・県教育委員会として各校の取組状況を把握するとともに、授業に活用できる指導資料の作成について検討し、高校教育課だけでなく、学校支援課など関係各課と協力の上、作成していくこととした。	各教育事務所及び各市町村教育委員会指導主事を対象に、全県指導主事会議において、自殺予防におけるSOSの出し方に関する教育について情報提供をするとともに、各市町村での取組状況を共有する。県立高校及び中等教育学校については、県教育委員会として各校の取組状況を把握するとともに、授業に活用できる指導資料を作成する。	○	各年度、全県指導主事会議1回開催	1回	1回	1回	100.0%	A	・SOSの出し方を周知することも大切だが、同時にSOSの受けとめ方を伝えていくことが難しい。 また、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材の活用を図る前に、お互いの役割を理解する機会が必要である。 ・各学校の実情や生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育について、より一層の充実を図っていく必要がある。	・コロナウイルス感染症に関連した、いじめ、偏見、差別等により、助けを求める児童・生徒が増えることが予想される中、SOSの出し方を周知する機会を増やすと同時に、児童・生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進を図る。 また、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材を周知すること、お互いに情報共有や協議をする場を設けることなどを検討していく。 ・授業に活用できる指導資料について、関係各課と協力の作成していく。	子ども教育支援課 高校教育課
③ 各年度、県立高等学校及び中等教育学校の管理職を対象とした教育課程説明会年3回開催														
					○		3回	3回	3回	100.0%	A			
(4) 子どもに関わる相談支援体制の充実														
① 子どもに関わる相談窓口の整備														
	087 「子ども・家庭110番」「児童相談所全国共通ダイヤル」の設置	子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	・子ども家庭110番(毎日9時～20時)相談受付件数 1,634件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間365日) 916件	「子ども・家庭110番」、「全国児童相談所共通ダイヤル」で電話相談対応を行う。 子ども・家庭110番 毎日9時～20時 全国児童相談所共通ダイヤル 24時間365日	○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日受け付ける。	子ども家庭課
	088 「人権・子どもホットライン」の設置	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時～21時)相談受付件数 139件	子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」で、相談対応を行う。毎日9時～20時に電話による相談を受け付け、相談しやすい体制を図る。	○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談を受け付ける。	子ども家庭課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)	進捗率or進捗度				判定
	089 支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。	・メンタルフレンド登録数 18名 ・メンタルフレンドの派遣回数 48回	児童相談所が支援を行っている不登校児童及び情緒障害児童等のうち、児童相談所長が適当と認めた子どもの家庭等にメンタルフレンドを派遣する。		○	毎年度、メンタルフレンドを派遣する延べ回数 86回	86回	48回	86回	55.8%	C	・メンタルフレンドの登録数及び派遣数は、昨年度に比べ減少している。 ・メンタルフレンドの事業の普及、広報について、継続して取り組む必要がある。	・引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する。	子ども家庭課
② 生活困窮者等の子どもへの支援															
	090 子どもの健全育成プログラム	生活保護のケースワーカー等を対象とした、生活保護世帯等の子どもへ支援を行うための手順や留意点及び関連する情報を集めた、子どもの健全育成プログラム(支援の手引き)を策定し、定期的に見直しを行います。	関係部局の協力を得て、修正・改善を行い、最新情報が掲載されるように取り組んでいる。令和元年度改訂版を令和元年10月に策定、県内福祉事務所、関係機関等に配布した。	生活困窮世帯の子どもの健全育成を支援する取組みの一つとして、生活困窮世帯の子どもへ支援を行うための手順や留意点及び関連する情報を集めた子どもの健全育成プログラムを、庁内関係部局の協力を得て内容を見直し、改定版を毎年発行する。		○	改定版を年1回発行	1回	1回	1回	100.0%	A	子どもへの支援効果については、数値化することが難しく、成果が見えにくい状況にある。子どもの行動変容をはじめ、支援効果の見える化が課題といえる。	上記の状況から、子どもの変容、成長、支援方法など、何が効果的だったのかを「事例集という形」にすることで、積み上げ、今後の支援に活用していく予定。 子どもの健全育成推進会議及び部会等において、事例の案について、有識者より助言、意見などをもらい、内容を精査したうえで、プログラムの7つ目として、策定を目指している。	生活保護課
	091 子ども・青少年の居場所づくり推進事業	食事提供等が可能な居場所づくりのモデル的な取組みを進めるとともに、その成果を広く普及し、市町村や民間団体等による新たな取組みを促進します。	居場所づくりの全体的な展開を促進するため、3部構成からなる「子ども・若者の居場所づくりガイド」を県のホームページに掲載し、周知を行った。(H28:導入編 H29:対話編 H30:つながり編)	・藤沢市と連携して、市内2カ所に学習支援や食事の提供を行う、子ども・青少年の居場所を開設 ・子ども・若者の居場所づくりフォーラム開催		○	市内2箇所 フォーラムの開催	2箇所 1回	/	/	/	/	(平成30年度末で事業終了)	居場所づくりの全体的な展開を促進するため、「子ども・若者の居場所づくりガイド」を県のホームページを活用し、周知していく。	青少年課
③ 子どもに関わる相談支援体制の充実															
	092 被虐待児へのこころのケア	虐待を受けた児童に対し、児童心理司や心理担当職員による継続したこころのケアを図ります。	虐待を受けた児童に対し、児童心理司や心理担当職員による継続した面接等により、こころのケアを行った。	/			・児童虐待を受けた子どもに対して、その年齢や発達に応じて面接等を行い、一定の心のケアを行うことができた。	/	/	/	/	/	・児童虐待の相談受付件数は年々増加しており、引き続き丁寧な心のケアを行うことが必要である。	・虐待を受けた子ども一人一人の年齢や発達に合わせ、面接等による心のケアを行う。	子ども家庭課
	093 かながわ子ども若者総合相談事業【再掲】	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介し、	子ども・若者育成支援推進法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)」を運営し、延4,249件の電話・来所・LINE相談に対応した。	・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。		○	毎年度全体会議1回 毎年度ブロック会議5回 毎年度セミナー受講者70人	1回 5回 70人	1回 5回 148人	1回 5回 70人	100.0% 100.0% 211.4%	A A A	市町村(横浜市・相模原市を除く)において、子ども・若者支援地域協議会の設置が進んでいない事が課題となっている。	引き続き、神奈川県子ども・若者支援連携会議等を通じて、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。	青少年センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)				進捗率or進捗度	判定
(5) 若者への支援の充実															
① 若者への相談支援体制の充実															
	094 ころの電話相談【再掲】	県民を対象に、ころの健康について悩みがある方の相談を受ける「ころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。	ころの電話相談 相談件数 8,310件	平成30年度から34年度の「ころの電話」相談件数 9,300件/年	○		相談件数 9,300件/年	9,284件	8,310件	9,300件	89.4%	B	ころの電話相談においては、継続利用者も多いため、必要な方が利用できるように引き続き周知が必要。	ころの電話相談を引き続き実施するとともに、従来より精神保健福祉センターが主催する電話相談員研修に、相談員が参加することにより、相談技術の向上を図る。	精神保健福祉センター
	095 ストレスチェックホームページ・アプリ「ころナビかながわ」の運営【再掲】	気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若者が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。	バスのデジタルサイネージや県内学生ポータルサイト、ME-BYOカルテ等でアプリの周知を行った結果、令和元年度は総アクセス件数が38,654件であった。	アクセス数累計 300,000件(平成28～34年度)	○		300,000件	78,000件	211,857件	171,200件	143.6%	A	当該アプリは平成28年から運用を開始したが、大規模なコンテンツの更新は行っておらず、また周知方法についても新たな方法を実施できておらず、ユーザー離れが進んでいることから、新たなコンテンツの作成や周知方法も視野に入れる必要がある。	「ころナビ かながわ」の周知方法として新たな方法を検討し、新たなコンテンツの作成が可能かどうか委託先と協議を重ねていく。	がん・疾病対策課
	096 自殺対策強化月間におけるCM等の配信【再掲】	自殺予防週間や自殺対策強化月間において、若年者の関心がある映画の上映時に、自殺対策関連のCMを配信する等、若年者層が相談窓口等をより利用しやすいよう、取組みを進めます。	「ころナビ かながわ」の周知CMを3月に藤沢・平塚・厚木営業所管内で、計130台のバス車内デジタルサイネージ広告にて放映した。また、海老名市・藤沢市にある映画館においても、8月9日～15日で周知CMを上映した。	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めることを目的として、平成30年度から34年度間で、県内の路線バス累計650台において、自殺対策関連CMを配信する。	○		5年間で650台のバス広告掲出	0台	370台	260台	142.3%	A	周知CM動画の上映については、コンテンツにより動員数の増減が激しいため、時期や内容をしっかり見極めて実施する必要がある。また、ストレスチェックホームページ・アプリのアクセス数が伸び悩んでいるため、周知方法等について工夫改善を行う必要がある。	令和2年度は、バス車内デジタルサイネージ広告を9月・3月に実施見込みであり、「ころナビ かながわ」の周知方法についても広報紙への掲載など検討していく。	がん・疾病対策課
② ICTを活用した若者への支援体制の充実															
	097 ストレスチェックホームページ・アプリ「ころナビかながわ」の運営【再掲】	気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若者が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。	バスのデジタルサイネージや県内学生ポータルサイト、ME-BYOカルテ等でアプリの周知を行った結果、令和元年度は総アクセス件数が38,654件であった。	アクセス数累計 300,000件(平成28～34年度)	○		300,000件	78,000件	211,857件	171,200件	143.6%	A	当該アプリは平成28年から運用を開始したが、大規模なコンテンツの更新は行っておらず、また周知方法についても新たな方法を実施できておらず、ユーザー離れが進んでいることから、新たなコンテンツの作成や周知方法も視野に入れる必要がある。	「ころナビ かながわ」の周知方法として新たな方法を検討し、新たなコンテンツの作成が可能かどうか委託先と協議を重ねていく。	がん・疾病対策課
	098 ICTを活用した若者支援の充実	若者が相談しやすい体制を図るため、ICTを活用した相談支援について研究し、体制づくりを進めます。	3月1日から30日まで、Twitterにて「死にたい」「つらい」等の投稿をしたユーザーに対して、県相談窓口を記載したTwitter広告を表示させ、計136件を電話相談へつなげた。	自殺者数の目立った減少が見られない若者への相談支援体制の充実を目的に、各年度SNSを活用し、県電話相談窓口30件以上の相談誘導を行う。	○		SNSを活用し県電話相談窓口30件以上の相談誘導	3件	136件	30件	453.3%	A	相談窓口ページへのアクセス率をみると、約0.18%と低く、自殺願望等につながるキーワードをTwitterで投稿していても相談ページへ移動しようとする人は少なかったため、ランディングページへの移動を促すような工夫が必要である。	令和2年度は9月・3月と実施見込みであり、9月実施結果を3月に反映する予定である。	がん・疾病対策課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

大柱－中柱 －項目	構成施策事業		実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
③ 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進														
	099 大学生向けゲートキーパー養成研修の実施【再掲】	県内大学等との連携を強化し、学生や教職員に対して、自分や身近な友人、家族等のこころの不調に気づき、適切に対応をすることができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。	大学生を対象に研修を行い、こころの健康についての理解を深め、身近な人のこころの健康保持や必要な支援を行うことができるよう、ゲートキーパーとしての養成を行った。 ・開催回数 2回 ・研修対象 国際医療福祉大学 小田原保健医療学部(看護学部1年及び県立保健福祉大学保健福祉学部3年生) ・養成者数 141人	県内の大学2校以上において、大学生向けのゲートキーパー養成研修を実施する。	○	毎年度県内大学2校以上においてゲートキーパー養成研修を実施	1校	2校	2校	100.0%	A	大学生へのゲートキーパー養成研修として、効果的な研修を行うことや、今後は、研修の実施先の新たな開拓が求められる。	コロナ禍の影響も踏まえ、実施方法等を検討していく。	精神保健福祉センター
④ ひきこもり対策の推進														
	100 かながわ子ども若者総合相談事業【再掲】	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。	子ども・若者育成支援推進法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)」を運営し、延4,249件の電話・来所・LINE相談に対応した。	・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。	○	毎年度全体会議1回 毎年度ブロック会議5回 毎年度セミナー受講者70人	1回 5回 70人	1回 5回 148人	1回 5回 70人	100.0% 100.0% 211.4%	A A A	市町村(横浜市・相模原市を除く)において、子ども・若者支援地域協議会の設置が進んでいない事が課題となっている。	引き続き、神奈川県子ども・若者支援連携会議等を通じて、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。	青少年センター
	101 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、こころの病気等について電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。									入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
⑤ 若年無業者等職業支援														
	102 かながわ若者就職支援センターでの支援	かながわ若者就職支援センターにおいて、国と連携し、キャリアカウンセリングや就職情報の提供等を実施し、若年者の就職活動を支援します。	かながわ若者就職支援センターでの各種セミナーに加え、地域出張相談を行うなど、利用者の利便性に配慮した。また、入札を一般競争入札からプロポーザル方式に変更し、受託者から運営に係る企画提案を募集することで、より利用者の視点に沿った施設運営を目指し、ニーズを的確に捉えた事業を実施した。その結果、令和元年度の進路決定者数は854人となった。	「かながわ若者就職支援センター」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率	○	平成34年度までに55%以上の利用者が就職等進路決定	35.0%	59.5%	44.5%	257.9%	A	長期に渡り雇用環境が改善していることから、キャリアカウンセリング利用者数が減っており、施設利用者全体も減少傾向にある。 現在もインターネット等の活用を図るとともに、広報誌への掲出、各種イベント等におけるパンフレットの配布や施設案内を行い、かながわ若者就職支援センターへの来所を誘導しているが、県民に対し施設の存在を今後も広く周知する必要がある。	令和2年度より、就職氷河期世代(概ね30歳から49歳)を主な対象としたグループワークを月1回開催することとし、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」の利用者も含め、正社員として就職できるよう支援する。また、従来より実施している、キャリアカウンセリングや、応募書類の書き方、ビジネスマナー、面接訓練などの就職活動に役立つセミナー等を開催し、39歳までの若年者の就業を支援する。	雇用労政課
	103 かながわ若者サポートステーション事業	地域若者サポートステーションを設置・運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向けそれぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。	各種プログラム等を実施することにより、就職率が46.5%(就職者数168人/新規登録者数361人)となり、目標値の44.0%を達成した。	地域若者サポートステーションを運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向けそれぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行う。	○	支援を受けた人の就職率を平成34年度までに50%とする	40%	46%	44%	150.0%	A	各種プログラム等を実施することにより目標就職率は達成した。令和2年度から就職氷河期世代の支援のため、サポートステーションで支援する対象者の年齢が40代にまで拡張されたことから、サポートステーション事業の周知拡大を進める必要がある。	市町村や関係機関と連携し、支援対象者の拡張を周知し、地域若者サポートステーションへの新規登録者を増やすとともに、若者の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて支援プログラムを提供するなど個別・継続的に包括的な支援を推進する。	青少年課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
6 労働関係における自殺対策を進める															
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進															
① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進															
	104	メンタルヘルス講演会の開催【再掲】	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。	・メンタルヘルス講演会を開催し、182名が参加した。	メンタルヘルス講演会開催 年1回	○	毎年度1回開催	1回	1回	1回	100.0%	A	引き続き、参加対象者の要望に沿ったテーマを選定し実施する。	新型コロナウイルス感染症対応の事業見直しにより中止。	雇用労政課
	105	職場のハラスメント対策等【再掲】	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行いました。	職場のハラスメント対策として 中小企業労働改善訪問 370件/年	○	中小企業労働改善訪問 370件/年	370件	389件	370件	105.1%	A	労務管理に有用な情報を時宜に応じて使用者に提供する。	引き続き、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を実施していく。	雇用労政課
					職場のハラスメント対策として 中小企業労務管理セミナー 年6回	○	中小企業労務管理セミナー 年6回	6回	6回	6回	100.0%	A			
② 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進															
	106	職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象とした研修会を実施します。	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。 ・平塚保健福祉事務所管内:1回16名参加 ・平塚保健福祉事務所秦野センター管内:2回249名参加 ・鎌倉保健福祉事務所及び三崎センター管内:1回67名参加 ・厚木保健福祉事務所管内:3回221名参加 ・厚木保健福祉事務所大和センター管内:1回13名参加									職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していくことが必要である。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会の開催の際にはうつ病、アルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスについて普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
③ 労働者に対するメンタルヘルス対策の推進															
	107	働く人のメンタルヘルス相談の実施【再掲】	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。	かながわ労働センターにおいて、「働く人のメンタルヘルス相談」を実施した。	働く人のメンタルヘルス相談としてかながわ労働センターにおいて毎月4回実施する。	○	月4回	4回	4回	4回	100.0%	A	より多くの県民が相談できるよう周知を図る。	引き続き、かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施する。	雇用労政課
(2) 長時間労働の是正に向けた取組みの推進															
① 長時間労働の是正に向けた企業等への普及啓発等															
	108	経済団体への要請の実施	長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等を要請します。	長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等を要請します。	毎年度1回国と連携して労働環境の改善等について協力要請する。	○	毎年度1回	1回	1回	1回	100.0%	A	新たな普及啓発施策の探索。	引き続き実施していく。	雇用労政課
	109	セミナー、講演会等の開催	企業の経営者、人事担当者、管理職等を対象にした、セミナーや講演会を開催し、長時間労働の是正等、働き方改革についての理解と意識改革を図ります。また、労働時間に関する法令等を周知するため、かながわ労働センターにおいて、講座の開催や中小企業への訪問事業を行います。	企業の経営者、人事担当者、管理職等を対象にした、セミナーや講演会を開催し、長時間労働の是正等、働き方改革についての理解と意識改革を図った。また、労働時間に関する法令等を周知するため、かながわ労働センターにおいて、講座の開催や中小企業への訪問事業を行った。	ワーク・ライフ・バランスのセミナー等(5種類)への参加者数を、毎年150人とする。	○	参加者数計150人	150人	153人	150人	102.0%	A	引き続き、働き方に係る企業への支援について、多様な働き方ができる環境づくりに取り組んでいく。	引き続き、企業の経営者、人事担当者、管理職等を対象にした、セミナーや講演会を開催し、長時間労働の是正等、働き方改革についての理解と意識改革を図る。また、引き続き、労働時間に関する法令等を周知するため、かながわ労働センターにおいて、講座の開催や中小企業への訪問事業を行う。	雇用労政課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課			
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定						
	110 労働相談の実施	過重労働の解消等をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応します。 また、過重労働の解消に係る強化期間を設け、セミナーや街頭労働相談等を集中的に実施します。	過重労働の解消等をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応した。	かながわ労働センター本所及び各支所において、一般労働相談(週5回)、を実施する。	○	週5回	週5回	週5回	週5回	100.0%	A	より多くの県民が相談できるよう周知を図る。	引き続き、労働相談や過重労働の解消に係る強化期間を実施していく。	雇用労政課			
		111 違法な時間外労働が認められる企業情報の提供	県に寄せられる労働相談のうち、違法な時間外労働が認められる企業の情報を、指導監督権限を有する神奈川労働局へ提供します。	提供事例無し	本所において、日曜労働相談を実施する。	○	週1回	週1回	週1回	週1回	100.0%				A		
				本所において、夜間労働相談(週1回)を実施する。	○	週1回	週1回	週1回	週1回	100.0%	A						
				川崎支所において、夜間労働相談(月1回)を実施する。(6月から、来所予約制)※令和元年度実績から追加	○	月1回	—	週1回	週1回	100.0%	A						
(3) 労働環境の改善に向けた広報活動の推進																	
① 労働者の心身の健康を守るための制度や施策等の知識の普及と啓発																	
	112 啓発資料の作成、配布等	メンタルヘルス対策をはじめとして労働者の心身の健康を守るための法制度やルール、施策等について、使用者・労働者等に普及啓発するため、資料の作成や配布を行います。	働き方改革に関するセミナーを開催したほか、広報紙に掲載するなど普及啓発を行った。									より高い効果が見込めるツールの活用。	引き続き、普及啓発のため、必要に応じて、資料の作成、配布を行っていく。	雇用労政課			
7 うつ病対策を進める																	
(1) うつ病の知識と理解を進めるための普及啓発活動の推進																	
① 講演会やリーフレットの配布、広報媒体などの活用による普及啓発活動の推進																	
	113 うつ病講演会の開催	自殺対策強化月間等において、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催します。	*H30年実績 287人* 令和元年度3月に、市町村、保健福祉事務所・センターと連携し、県民を対象にうつ病に関する講演会を計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止した。支出は、チラシ作成・送付費、講師への原稿料等。	平成30年度から34年度の5年間で講演会参加者数 累計500人	○	参加者数 累計500人	0人	287人	200人	143.5%	A	県民がうつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解すること、適切な対処方法等について学ぶ機会が必要である。 新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、実施方法等について市町村等と十分検討して計画する。	自殺対策強化月間等において、うつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催する。 新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、実施方法等について市町村等と十分検討して計画する。	精神保健福祉センター			
	114 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。									入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター			

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱-中柱-項目	施策名	内容	実績	項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)				進捗率or進捗度	判定
(2) 精神科医療体制の充実															
① 地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉等のネットワーク体制の充実															
	115 精神科救急医療体制整備事業	精神症状が急激に悪化した方が、24時間365日、適切な精神科医療につながるよう精神科救急医療体制を整備します。	・精神保健福祉法第22条～27条に基づく申請・通報件数は2,188件であり、うち1,194件が措置診察へつながった。 ・精神科救急医療相談窓口への相談件数は8,928件であり、うち464件において受診・入院のための医療機関を紹介した。 ・湘南鎌倉総合病院における精神科特例病床について、医療課と連携し、整備した。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、平成35年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。(医療計画において平成35年度までの目標として設定)	○		横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。	6施設	6施設	6施設	100.0%	A	・調整は行っているものの、依然として、横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備できていない。 ・横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設の整備に向け、調整を進めていく。	がん・疾病対策課	
	116 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。	相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。									入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	保健福祉事務所・センター	
	117 県立精神医療センターにおけるストレスケア医療の提供	県立精神医療センターにおいて、難治性うつ病等に対する治療法(反復性経頭蓋磁気刺激法)の開発やうつ病等の精神疾患患者を対象としたストレスケア医療に取り組みます。	・6月から保険適用となった反復性経頭蓋磁気刺激法(r-TMS)に全国で最初に取り組み、12人の患者に対し、診療を実施した。 ※反復性経頭蓋磁気刺激法(r-TMS) 8の字型のコイルに電流を流すと周囲に磁界が発生し、その作用で脳の一定の部位に微弱な電流が生じる。それにより脳の神経細胞を刺激して機能を調整する。 ・ストレスケア医療の病診連携推進のため地域医療機関向けの病院見学会を開催するなどの取組みの結果、療養効果を高めるため全室個室としているストレスケア病棟の病床利用率が目標値を1.1ポイント上回る94.1%となった。 ・復職に必要な体力の回復、ストレス対処スキルの獲得を目的とした通所型リハビリテーションプログラムであるリワークデイケアでショートケアに加え、一日デイケアを実施するなど、患者の職場復帰、家庭復帰を支援した。	県立精神医療センターにおけるストレスケア医療の提供	○		うつ病等の精神疾患患者を対象としたストレスケア医療に取り組む。	ストレスケア病棟病床利用率H29年度93.9%	94.1%	93.0%	101.2%	A	反復性経頭蓋磁気刺激法による治療の拡大を図っていく必要がある。	県の精神科中核病院として、反復性経頭蓋磁気刺激法などにより、うつ病等の精神疾患患者を対象としたストレスケア医療に引き続き取り組んでいく。	県立病院課
(3) かかりつけ医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上															
① かかりつけ医師等へのうつ病患者に対する適切な対応力向上研修の実施															
	118 こころといのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する、対応力向上研修について、研修内容等を精査し、うつ病対応力研修の充実に取り組みます。	・政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催し、受講を修了した計261名の医師に修了証書を発行した。 ・当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	平成30年度から34年度の5年間で、かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計1,200人(政令市含む)	○		5年間の受講修了者累計1,200人(政令市含む)	0人	563人	480人	117.3%	A	・うつ病患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医師との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていくことが必要である。	・引き続き、4区市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱-中柱 -項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
(4) かかりつけ医師等と精神科医師との連携強化														
① かかりつけ医師等がうつ病と診断した人を精神科医師につなぐ連携構築及び強化														
	119 ころといのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が患者のころの不調に気づき、適切に対応するために、うつ病についての知識や技術を修得する「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」のさらなる充実に取り組みます。	・政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催し、受講を修了した計261名の医師に修了証書を発行した。 ・当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	平成30年度から34年度の5年間で、かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計1,200人(政令市含む)	○	5年間の受講修了者累計1,200人(政令市含む)	0人	563人	480人	117.3%	A	・うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医師との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていくことが必要である。	・引き続き、4縣市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター
(5) 小児科・産婦人科医師と精神科医師との連携強化														
① かかりつけの小児科・産婦人科医師と精神科医師との連携構築及び強化														
	120 ころといのちの地域医療支援事業【再掲】	小児科・産婦人科の医師が、妊産婦や乳幼児を養育する母親等のころの不調に気づき、適切に対応するために、うつ病についての知識や技術を修得する、対応力向上研修の継続的な実施に取り組みます。	・政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催し、受講を修了した計261名の医師に修了証書を発行した。 ・当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	平成30年度から34年度の5年間で、かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計1,200人(政令市含む)	○	5年間の受講修了者累計1,200人(政令市含む)	0人	563人	480人	117.3%	A	・うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医師との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていくことが必要である。	・引き続き、4縣市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター
(6) 精神医療関係者への研修の充実														
① 精神科看護職員に対する研修の実施														
	121 精神科看護職員研修事業	県内の医療機関の精神科看護職員を対象として、うつ病等に対して有効な認知行動療法等に関する研修を実施し、専門性の向上に取り組みます。	・県精神科病院協会主催の精神科看護職員研修に対して604千円の補助金を交付した。新人看護職員向け研修会では35人、中堅看護職員向け研修会では30人が受講した。	県内の精神科看護に従事する看護職員に対し、認知行動療法に対応できる看護職員を養成するための研修会を開催し、32年度までに、新人看護職員を累計690人、中堅看護職員を累計1,035人養成する。(医療介護総合確保基金の計画において、平成32年度までの目標として設定)	○	県の精神科病院数69ヶ所。平成27～29年度の累計実績に、1病院あたり、新人看護職員を平均10人追加養成	147人	227人	509人	22.1%	D	・事業実施が年度後半となり(11月～)、病院への周知等が短期間となってしまった等の理由から、参加者が予定を満たなかった。	・研修会について、引き続き補助を行っていくとともに、補助団体である県精神科病院協会に対し、受講者の増加を検討するよう投げかけていく。	がん・疾病対策課
						県の精神科病院数69ヶ所。平成27～29年度の累計実績に、1病院あたり、中堅看護職員を平均15人追加養成	145人	202人	739人	9.6%	E			

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)				進捗率or進捗度
(7) うつ病の早期発見早期治療につなぐ体制整備														
① 地域の相談機関等の訪問や住民検診、妊産婦検診、健康相談の機会の活用														
	122 市町村が実施する妊産婦等への相談に対する支援	県では、市町村が実施する妊娠期からの切れ目ない支援体制の整備に向け、情報共有のための連絡調整会議、保健師等の研修会、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を実施し、市町村の取組みを支援します。	【研修会】県内行政機関、医療機関等に從事する保健師、助産師、看護師等を対象とした研修を開催 開催回数:2回 参加人数68人 【連絡調整会議】市町村が、地域毎の課題・現状に即して事業実施できるように、様々な機関の関係者が機能の連携・情報の共有を図る。 実施回数:健康増進課 3回 保福:29回								各研修後のアンケート結果では、活用度、理解度が80%以上であったことから、市町村が実施する妊産婦等への相談に対する支援の推進に一定の効果があったと考えられる。	地域毎の課題・現状に即して事業実施できるように、様々な機会の関係者が機能の連携・情報の共有を図る。	さらなる研修等の充実や、市町村の体制整備に向け人材育成等の支援を継続して行っていく。	健康増進課
(8) うつ病セミナー・講演会等当事者支援の充実														
① うつ病の家族や当事者を対象としたセミナー・講演会の開催														
	123 うつ病講演会の開催【再掲】	自殺対策強化月間等において、うつ病の家族や当事者を対象に、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象としたうつ病に関する講演会を開催します。	*H30年実績 287人* 令和元年3月に、市町村、保健福祉事務所・センターと連携し、県民を対象にうつ病に関する講演会を計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止した。支出は、チラシ作成・送付費、講師への原稿料等。	平成30年度から34年度の5年間で講演会参加者数 累計500人	○	参加者数 累計500人	0人	287人	200人	143.5%	A	県民がうつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解すること、適切な対処方法等について学ぶ機会が必要である。 新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、実施方法等について市町村等と十分検討して計画する。	自殺対策強化月間等において、うつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催する。 新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、実施方法等について市町村等と十分検討して計画する。	精神保健福祉センター
	124 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、うつ病に関する講演会や研修会を開催します。	(精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。								相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。	入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
(9) うつ病等職場復帰プログラムに関する情報提供の充実														
① うつ病による休職者への職場復帰プログラム実施医療機関や関係機関の情報提供														
	125 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、うつ病等精神疾患を抱える方への電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。また、講演会等を通じて情報提供を行います。	(精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。								相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。	入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱-中柱 -項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
8 ハイリスク者対策を進める														
① 統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援														
① 継続的な支援体制の整備及び自助活動に対する支援														
	126 精神保健福祉普及 相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援について、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談、訪問等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。								相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アドリクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。	入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
	127 ハイリスク者訪問支援	自殺未遂者や精神疾患があり、自殺企図の可能性のある人に対して、指定相談事業所に専門の相談員を配置し、訪問支援等に取り組みます。	医療法人財団青山会への補助事業であり、以下のように実施した。 ・専従相談員が自殺未遂者や企図者(ハイリスク者)に対し、訪問等相談支援を行った。 ・医療機関をはじめ関係機関と連携し、ハイリスク者の早期対応を図り未然に防止した。 ・医療機関、居宅介護事業所、障害福祉事業所など多職種合同での事例検討会。 ・女性相談員への相談対応に関する助言を行った。 ・自死を経験した支援者のための「自死遺族支援者研修」で、グループワークを行った。	指定相談事業所に専門の相談員を配置し、ハイリスク者に対して訪問・面談・電話等による支援活動を行う。	○	平成29～30年度支援活動件数実績の平均より算出した支援活動件数3,000件以上	2,990件	3,240件	3,000件	108.0%	A	「見守りができる地域づくり」という視点から、孤立しやすい状態や環境にある人の存在を知ることへの啓発は、継続していく必要がある。また、自殺未遂者や企図者に対しての訪問、面接、電話、受診同行の継続や相談しやすい相談支援事業所としての在り方に努める必要がある。	令和2年度においても引き続き、面接・訪問・電話などによる傾聴を中心に対応を図ること、自殺を未然に防ぎ、関係機関との連携を強化してセーフティーネットを張って支援していく。	がん・疾病対策課
	128 依存症対策総合支援事業	アルコール、薬物、ギャンブル依存症等の治療及び回復支援を図るため、依存症治療拠点機関を選定し、依存症対策の推進に取り組みます。	1 依存症専門医療機関 令和2年3月31日時点において、次の依存症専門医療機関を設置。 令和元年度は各領域に4件ずつ、依存症専門医療機関の申請があったが、いずれも取り下げとなった。 ① アルコール依存症専門医療機関 6機関 ② 薬物依存症専門医療機関 4機関 ③ ギャンブル等依存症専門医療機関 4機関 2 依存症専門医療機関 令和2年3月31日時点において、依存症治療拠点機関として県立精神医療センター及び北里大学東病院を設置。 3 依存症相談拠点機関 平成31年4月1日付で、神奈川県精神保健福祉センターを依存症相談拠点機関として指定。依存症に関する電話相談及び面接相談を実施。	依存症専門医療機関数 10施設 依存症治療拠点機関数 1施設	○	依存症専門医療機関数 10施設 依存症治療拠点機関数 1施設	0施設	6施設	7施設	85.7%	B	二つの依存症治療拠点の効率的な役割分担および各機関における情報供給及び連携の強化を進めていく必要がある。	治療拠点機関を中心に県の依存症対策を一層推進するとともに、専門医療機関の増加と、各機関の連携体制の強化を図る。	がん・疾病対策課
	129 精神科救急医療体制整備事業【再掲】	精神症状が急激に悪化した方が、24時間365日、適切な精神科医療につながるよう精神科救急医療体制を整備します。	・精神保健福祉法第22条～27条に基づく申請・通件数は2,188件であり、うち1,194件が措置診療へつながった。 ・精神科救急医療相談窓口への相談件数は8,928件であり、うち464件において受診・入院のための医療機関を紹介した。 ・湘南鎌倉総合病院における精神科特例病床について、医療課と連携し、整備した。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、平成35年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。(医療計画において平成35年度までの目標として設定)	○	横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。	6施設	6施設	6施設	100.0%	A	・調整は行っているものの、依然として、横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備できていない。	・横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設の整備に向け、調整を進めていく。	がん・疾病対策課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱-中柱 -項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定			
	130 向精神薬の重複処方のチェック	生活保護実施機関において、生活保護受給者で医療扶助が支給されている人のレセプトから、重複診療により大量の向精神薬が処方されていないか点検を実施します。また、県において監査等により不適切な受診が認められた場合には、生活保護実施機関に対し、当該受給者に対する面接等により、必要な指導指示を行うよう指導します。	生活保護法による施行事務監査により、政令市を除く県内全ての福祉事務所に年1回ヒアリング等を行い、状況に応じて指導指示・助言を行った。			毎年1回県域全福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査を実施	1回	1回	1回	100.0%	A	・各福祉事務所の担当者が数年で変更するため、引継ぎが不十分な場合がみられる。	・引き続き年1回の監査時に確認していくこととしているが、感染症拡大防止の観点から監査の規模を縮小して実施する方向であることから、実地でのヒアリング調査ができない場合は、向精神薬の重複処方にかかる調査等の機会を捉えて各福祉事務所に対し指導指示・助言を行う。	生活保護課
② 精神科医療関係者、福祉・介護等従事者に対する研修の実施														
	131 精神科看護職員研修事業【再掲】	県内の医療機関の精神科看護職員を対象として、うつ病等に有効な認知行動療法等に関する研修を実施し、専門性の向上に取り組みます。	・県精神科病院協会主催の精神科看護職員研修に対して604千円の補助金を交付した。新人看護職員向け研修会では35人、中堅看護職員向け研修会では30人が受講した。			県の精神科病院数69ヶ所。平成27～29年度の累計実績に、1病院あたり、新人看護職員を平均10人追加養成	147人	227人	509人	22.1%	D	・事業実施が年度後半となり(11月～)、病院への周知等が短期間となってしまった等の理由から、参加者が予定を満たさなかった。	・研修会について、引き続き補助を行っていくとともに、補助団体である県精神科病院協会に対し、受講者の増加を検討するよう投げかけていく。	がん・疾病対策課
	132 依存症セミナーの実施(保健・福祉・介護・司法等従事者を対象とした研修の実施)	様々な分野に従事する支援者等を対象に、自殺のリスクの高いアルコールや薬物依存症への正しい知識の習得と本人や家族に対する関わり方を学ぶことを目的とした研修を実施します。	依存症治療拠点にセミナー及び研修等の開催を委託する形で実施。 ○2019年度依存症セミナー(精神医療センター) 開催日:令和元年7月24日～25日 対象者:関係機関等 研修内容:依存症概要、治療プログラム等 参加者数:50人 ○SCOP依存症セミナー(精神医療センター) 開催日:令和元年12月18日 対象者:医療機関・行政機関及び相談機関の相談員等 研修内容:依存症治療プログラム等 参加者数:26人 ○アルコール健康相談研修(北里大学東病院) 開催日:令和元年10月15日 対象者:行政機関職員 研修内容:依存症治療プログラム等 参加者数:38人 ○依存症のある方への支援法(北里大学東病院) 開催日:令和元年10月30日 対象者:県内ソーシャルワーカー 研修内容:依存症治療プログラム等 参加者数:51人			累計受講者数を増加させ、平成34年度末までに累計150人とする。	0人	165人	60人	275.0%	A	依存症を有する者は、他の依存症(アルコール、薬物・ギャンブル・ゲーム等)も併発している場合があるので、他の依存症についても触れる複合的なプログラムを検討する必要がある。また、依存症治療拠点が2拠点ある強みを活かし、各拠点で重点テーマを決めて研修を行う等の検討を行う必要がある。	今年度に引き続き、依存症セミナーを実施し、依存症に対する正しい知識や依存症関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶ機会を提供する。また、近年問題となっているゲーム障害に関する研修の実施を検討する。	がん・疾病対策課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱-中柱 -項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
(2) 生活困窮者、失業者への支援の充実															
① 包括的な相談会の実施															
	133 包括相談会の開催	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県弁護士会主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち精神保健福祉センター主催で2回実施。	相談会開催 4回/年	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。 複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助をし、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター	
	134 暮らしとこころの相談会	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県弁護士会主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち精神保健福祉センター主催で2回実施。	相談会開催 4回/年	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A				健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。 複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。
	135 自殺のおそれのある行方不明者の発見活動	自殺のおそれのある行方不明者届を受理した際、不明当時の状況、不明者がよく行く立ち回り先等、不明者につながる情報をもとに、調査、探索を実施し、行方不明者の早期発見保護に努めます。	自殺のおそれのある行方不明者届を受理した際、行方不明者を早期に発見するための調査、探索活動を実施した。									迅速な調査、探索を実施し、自殺のおそれのある行方不明者の早期発見に努めた。	行方不明者の行動が把握できないことから、早期発見が困難な場合がある。	自殺のおそれのある行方不明者については、引き続き、迅速な調査、探索を実施して早期発見に努める。	
(3) 行方不明者の発見活動															
① 自殺のおそれのある行方不明者の発見活動の実施															
	136 専門的な施設やサービスへつなぐ体制づくり	県は、がん患者の自殺対策について重要性・必要性を認識し、「神奈川県がん対策推進計画」に「がん患者の自殺対策」を盛り込んだうえで、がん相談支援センターに対して、県が実施している「こころつなげよう電話相談事業」等の自殺対策を周知し、自殺対策に特化した対応が必要ながん患者を適切な施設またはサービスにつなげるよう働きかけます。 がん診療連携拠点病院等及び小児がん拠点病院のがん相談支援センターは、県の取組みについて理解し、がん患者の状態や必要に応じて、適切な専門施設またはサービスにつなげます。 県は、県ホームページや冊子等により、がん患者団体等をはじめ、がん患者やその家族等に対して、県が電話相談を実施していること等を周知します。	・がんサポートハンドブック改訂版に「こころの電話相談」や「いのちの電話」の相談窓口一覧を引き続き掲載した。	がん患者と接する機会が多い医療従事者や保健福祉事務所職員を対象に、がん患者の自殺対策に係る研修会を実施し、平成30年度から34年度間で、受講者数150人以上とする。	○	平成30～34年度間で受講者数150人以上	0人	34人	60人	56.7%	C	がん患者の自殺対策に係る研修会の内容や開催時期を検討するにあたり、神奈川県がん診療連携協議会相談支援部会と連携する必要がある。	・2020年5月に公表された国立がん研究センター作成の「がん医療における自殺対策の手引き(2019年度版)」を参考にしていく。 ・神奈川県がん診療連携協議会相談支援部会の研修会の次年度の計画に盛り込んでもらうようにする。	がん・疾病対策課	
(4) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援体制の整備															
① がん患者に対する支援体制の構築															
	137 県立学校における児童・生徒の健康相談・保健指導の充実	学校保健安全法等の法令に基づき行われる、心身の健康に関する児童生徒等の健康相談や健康状態の観察に基づく保健指導や、保護者への助言、その際の医療機関及び関係機関等との連携等、各校における取組みや教育実践を支援します。	・令和元年度は「小中学校版の学校における防災教育指導資料」の改訂年度であり、「心のケア」に関する健康観察や学校における支援についての記載を盛り込んだ。 ・各校における取組や教育実践を支援した。									学校保健安全法に基づき行われる各校における健康相談、保健指導のため、各校より相談等があれば適宜助言等を行った。	支援に携わる教職員が共通した認識を持ち、より良い校内外の連携体制を築き、児童生徒の支援を充実させていく必要がある。	・各校における取組や教育実践の支援を継続していく。	保健体育課
② がん患者・その他の慢性疾患患者等への学校教育における支援の充実															

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
9 社会的な取組み、環境整備を進める															
(1) 地域における相談体制の充実															
① 多様な相談に対応できる住民向け相談窓口一覧を掲載したリーフレット等の配布、周知															
	138	リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	自殺予防のためのリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等の普及啓発活動で配布し、県民への周知のさらなる強化を図ります。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、自殺対策街頭キャンペーンで3000部配布し、県民への普及啓発を行った。	相談窓口を記載したリーフレットや普及啓発物品を作成し、街頭キャンペーンや講演会等で広く県民に配布する。	○	毎年度3,000部配布	3,000部	3,000部	3,000部	100.0%	A	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに深めること、また、自殺の危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となることが必要のため、今後も普及啓発をしていく。特に、若年者の自殺者が減少していないことから、若年者層に対する自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取り組んでいく必要がある。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図る。	精神保健福祉センター
② 関係機関の連携による包括相談会の実施															
	139	包括相談会の開催【再掲】	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	包括相談会を各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「こころぐらしの相談会」を精神保健福祉センター主催で2回実施。※包括的な相談会として、4回のうち神奈川県弁護士会主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施。	相談会開催 4回/年	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助をし、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター
				全ての保健福祉事務所・センター管内(8箇所)で実施		○	8箇所	3箇所	5箇所	5箇所	100.0%	A	複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。		
	140	暮らしとこころの相談会【再掲】	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	包括相談会を各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「こころぐらしの相談会」を精神保健福祉センター主催で2回実施。※包括的な相談会として、4回のうち神奈川県弁護士会主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施。	相談会開催 4回/年	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助をし、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター
				全ての保健福祉事務所・センター管内(8箇所)で実施		○	8箇所	3箇所	5箇所	5箇所	100.0%	A	複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。		
③ 子どもに関わる相談窓口の整備															
	141	「子ども・家庭110番」「児童相談所全国共通ダイヤル」の設置【再掲】	子どもや家庭について相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	・子ども家庭110番(毎日9時～20時)相談受付件数 1,634件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間365日) 916件	「子ども・家庭110番」、「全国児童相談所共通ダイヤル」で電話相談対応を行う。 子ども・家庭110番 毎日9時～20時 全国児童相談所共通ダイヤル 24時間365日	○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日受け付ける。	子ども家庭課
	142	「人権・子どもホットライン」の設置【再掲】	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時～21時)相談受付件数 139件	子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」で、相談対応を行う。毎日9時～20時に電話による相談を受け付け、相談しやすい体制を図る。	○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付ける。	子ども家庭課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)	進捗率or進捗度				判定
	143 支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣【再掲】	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。	・メンタルフレンド登録数 18名 ・メンタルフレンドの派遣回数 48回	児童相談所が支援を行っている不登校児童及び情緒障害児童等のうち、児童相談所長が適当と認めた子どもの家庭等にメンタルフレンドを派遣する。		○	毎年度、メンタルフレンドを派遣する延べ回数 86回	86回	48回	86回	55.8%	C	・メンタルフレンドの登録数及び派遣数は、昨年度に比べ減少している。 ・メンタルフレンドの事業の普及、広報について、継続して取り組む必要がある。	・引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する	子ども家庭課
④ 障がい者に関わる相談窓口の整備															
	144 発達障害支援体制の推進(発達障害支援センターにおける相談の実施)	発達障害に関する各種相談への対応や、観察・発達検査等に基づいた相談面接による就労支援・発達支援を行います。発達障害児者のライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、福祉、保健、医療、教育、労働、民間支援団体等と連携して発達障害児者及びその家族を支援します。発達障害支援センターかながわA(エース)によるこれらの取組みのほか、各地域における支援体制の確立に向けて、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等を実施します。	発達障がいに関する各種相談について、新規相談として1,507件、個別面接として288件の相談対応を行った。発達障害者地域支援マネージャーによる活動は、地域巡回を449件、個別ケースにかかる支援を429件実施した。個別ケースにかかる機関支援のうち、訪問や来所等による支援は281件実施した。	発達障害支援センター利用者数 1,200/年		○	利用者数 1,200/年	1,200人	1,507人	1,200人	125.6%	A	発達障害者地域支援マネージャー活動を通じて、発達障がいに関わる相談数の増加が報告されている。また、地域の相談機関からは専門的な見立てや助言を求められているなど、発達障がいについて高い専門性を持った支援を望む声が多く挙げられている。	発達障害支援センターかながわA(エース)は、支援者養成のために開催している研修を継続実施し、地域の支援者のスキルアップを目指すほか、支援機関を支えていくために、試行中のアウトリーチ支援を更に進め、地域支援者へのOJTの機会充実を図る。発達障害者地域支援マネージャー活動を通じて、新型コロナウイルス禍における発達障がい者支援の在り方について検討する。	障害福祉課
	145 高次脳機能障害巡回相談の実施	高次脳機能障害支援拠点機関である神奈川県総合リハビリテーションセンターのスタッフが地域の相談支援事業所へ出向き、高次脳機能障害者や家族に対して専門相談を行います。	藤沢、大和、小田原、相模原、伊勢原、当事者団体の6か所(計46件)の当事者家族会等へ参加し、専門相談を行った。	巡回相談件数 45件/年		○	45件/年	41件	46件	45件	102.2%	A	・高次脳機能障害者はその障がい特性ゆえに、自身のニーズの言語化の難しさや、受傷前と受傷後との自己の能力の違いを感じることによる不全感、障がいを受け入れることへの内在的な揺れ等を抱えていると考えられる。ご本人の内面を理解し寄り添うには、丁寧な支援と長期的視座が必要であり、さらに当事者を支える家族や地域の支援者へのサポートも不可欠である。 ・住み慣れた地域での支援の充実が図られるよう、高次脳機能障害者の生活全体を俯瞰した支援プログラムの実践に向け、有効性や効果の検証を今後も重ねる必要がある。	・令和元年度と同様に、地域での当事者会・家族会6か所(毎月5回及び適時)への参加と専門相談を実施する。 ・相談支援専門員による地域の社会資源の情報提供や、家族会によるピアサポート機能に、拠点機関の相談支援コーディネーターによる専門的な視点も加え、より実践的な支援の拡充につなげていく。	障害福祉課
	146 障がい福祉相談支援体制の整備促進	障がい保健福祉圏域に圏域自立支援協議会を設置し、圏域ごとに年2回以上開催します。また、第4期障がい福祉計画に基づき、相談支援専門員、市町村職員の人材養成支援を実施します。相談支援ネットワーク形成支援及び相談支援に携わる人材養成支援として、市町村職員及び相談支援専門員等を対象に事例検討会を各圏域で年4回以上実施します。	5障害保健福祉圏域において、圏域協議会平均1.8回、事例検討会を平均4.2回、3つ以上のネットワーク形成を実施した。また、重層的な相談支援体制構築に向けて、相談支援従事者初任者研修において、所管地域の受講者グループの演習講師を担当した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針に基づき、年度末に圏域協議会の開催を中止した圏域があった。	相談支援等ネットワーク形成事業により、各障害保健福祉圏域(政令市を除く)に本事業を社会福祉法人等に委託し、各障害保健福祉圏域の地域性に合わせた重層的な相談支援体制の整備を進める。		○	5つの障害保健福祉圏域において、相談支援のネットワーク形成等に取り組む	5圏域	5圏域	5圏域	100.0%	A	当該事業受託者は、とりわけ以下の3課題について圏域市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所間で情報を共有するとともに、共有する課題についての対応策を検討する必要がある。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組を最重要課題と位置付けつつ、感染予防に十分配慮しながら圏域協議会、事例検討会、ネットワーク形成等の取組を引き続き行っていく。	障害福祉課
							協議会を年2回以上開催	2回	1.8回	2回	90.0%	B	・相談支援体制の構築(基幹相談支援センター設置促進を含む。)		
							事例検討会を年4回以上開催	4回	4.2回	4回	105.0%	A	・地域生活支援拠点の構築 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組		

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			進捗状況									課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容	実績	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定				
⑤ ひとり親家庭相談窓口の整備															
	147 かながわひとり親家庭相談ダイヤルの開設	平日夜間や土日に相談できる電話相談窓口を開設し、離婚に伴う様々な悩みや仕事、子育て、教育費等の生活上の不安、困りごとについて、相談員が相談者との対話を通じて、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内します。	「LINE」を活用した相談事業の導入に向け、平成31年2月に試行を行い、令和元年10月1日から「ひとり親家庭相談LINE」を実施。試行時、19日間 相談受付件数 341件 令和元年度、101日間 相談受付件数 1115件										相談内容の正確な把握に複数のやり取りを行うため、電話相談と比較すると時間がかかる。	相談内容の正確な把握のため、必要に応じ通話での相談対応を行っていく。	子ども家庭課
⑥ その他の相談窓口の整備															
	148 配偶者等暴力相談	配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、年間5,698件のDV相談を受け付けるとともに、法律相談及び精神保健相談を行い、総合的支援を行った。										相談窓口の認知度を上げるため、周知活動を強化する必要があります。	県広報媒体やインターネットの活用等により、意識啓発や相談窓口周知の強化を図る。	人権男女共同参画課
(2) 経済的問題、法的問題に対する相談支援の充実															
① 多重債務者に対する相談窓口体制の充実															
	149 多重債務者相談の周知及び多重債務防止のための普及啓発	相談窓口の周知により、現に多重債務状態に陥っている人等に、できるだけ早い段階で相談窓口を案内し救済と生活再建支援につなげるとともに、関係機関や団体と連携して新たな多重債務者の発生を予防します。	県内の多重債務相談窓口を案内するリーフレットを4,000部作成、配布した。	多重債務相談窓口を案内するリーフレットを4,000部作成、配布する。	○	リーフレット作成・配布4,000部	4,000部	4,000部	4,000部	100.0%	A	幅広く相談窓口の周知が図れるようリーフレットの配布先を適宜検討する必要がある。	リーフレットを作成・配架する取組みを継続する。	消費生活課	
	150 多重債務者等生活再建支援相談の実施	多重債務や住宅ローンの返済等に悩む方の生活の立て直しを図るため、生活再建支援相談に精通した団体への委託により相談や研修を実施します。	委託した団体「生活クラブ生活協同組合」と連携して、電話相談だけではなく、きめ細かな対応が可能な面談による相談窓口をかながわ中央消費生活センター内に設置し、多重債務者の救済と生活再建に向けた支援に加え、住宅ローンの返済等に悩む方の生活再建にまで踏み込んだ相談を実施した。										生活困窮者自立支援法により家計改善支援事業の実施が各自治体の努力義務となり、家計相談の役割分担を踏まえ、消費生活行政として実施する多重債務者対策事業の在り方が課題となっている。	生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施等関連する事業との役割分担を踏まえつつ、多重債務で悩む方からの相談に対応できる相談体制の在り方を検討、実施していく。	消費生活課
② 多様な法律相談等法的問題解決のための情報提供の充実															
	151 包括相談会の開催【再掲】	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	包括相談会を各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「こころくらしの相談会」を精神保健福祉センター主催で2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち神奈川県弁護士会主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施。	相談会開催 4回/年	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助をし、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター	
				全ての保健福祉事務所・センター管内(8箇所)で実施	○	8箇所	3箇所	5箇所	5箇所	100.0%	A	複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。			
	152 暮らしとこころの相談会【再掲】	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	包括相談会を各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「こころくらしの相談会」を精神保健福祉センター主催で2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち神奈川県弁護士会主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施。	相談会開催 4回/年	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助をし、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター	
				全ての保健福祉事務所・センター管内(8箇所)で実施	○	8箇所	3箇所	5箇所	5箇所	100.0%	A	複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。			

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	153 配偶者等暴力相談【再掲】	配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、年間5,698件のDV相談を受け付けるとともに、法律相談及び精神保健相談を行い、総合的支援を行った。									相談窓口の認知度を上げるため、周知活動を強化する必要があります。	県広報媒体やインターネットの活用等により、意識啓発や相談窓口周知の強化を図る。	人権男女共同参画課
(3) 自殺多発地域等における対策の充実														
① 自殺多発地域や鉄道駅等における安全確保対策の促進														
	154 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議	自殺多発地域における、定期的な巡回パトロールの実施、地域周辺の安全確保に取り組みます。	ハイリスク地ネットワーク体制を推進し、検討会議の開催や実践的な未遂者支援対応の研修会の実施、普及啓発ポスター作成等、自殺未遂者対策や相談支援体制を整備することができた。 ・研修会:1回 30人参加 ・地域連絡会議:1回 19人参加 ・ハイリスク地ネットワーク会議:1回 30人参加 ・ハイリスク地の巡回活動:月2回 ・強化月間の夜間パトロール:年2回 ・啓発ポスター作成:250枚(関係機関及び神奈中バスに掲示)	周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議1回、研修会1回を開催し、巡回パトロールを月2回継続実施する。								ハイリスク地の自殺者数を、いかに減少させ、イメージを払拭させていくかという点が課題である。	引き続き、ネットワーク体制を推進し、相互の連携を図りながら自殺者数を減少させていく。	保健福祉事務所
	155 ホームドアの設置促進	鉄道駅における転落防止等のため、鉄道事業者が行うホームドアの設置に補助を行い、設置促進を図ります。	横浜駅(JR浜東北線)、横浜駅、上大岡駅、京急川崎駅(京急本線)、青葉台駅、中央林間駅(東急田園都市線)、関内駅(JR根岸線)、二俣川駅(相鉄本線)の8駅に対して補助。									国に対して、鉄道事業者が行うホームドア設置事業の促進について、確実な予算措置が講じられるよう、要望するとともに、県としても、引き続きホームドアの設置促進に取り組んでいく。	引き続き、鉄道事業者が行うホームドア設置に補助を行い、設置促進に努めていく。	交通企画課
② 自殺多発地域における効果的な取組みのあり方の検討														
	156 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議【再掲】	自殺多発地域周辺の保健福祉事務所における、周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議の開催、関係機関・団体への支援者研修の開催を行い、自殺多発地域周辺の自殺予防に取り組んでいます。	ハイリスク地ネットワーク体制を推進し、検討会議の開催や実践的な未遂者支援対応の研修会の実施、普及啓発ポスター作成等、自殺未遂者対策や相談支援体制を整備することができた。 ・研修会:1回 30人参加 ・地域連絡会議:1回 19人参加 ・ハイリスク地ネットワーク会議:1回 30人参加 ・ハイリスク地の巡回活動:月2回 ・強化月間の夜間パトロール:年2回 ・啓発ポスター作成:250枚(関係機関及び神奈中バスに掲示)	周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議1回、研修会1回を開催し、巡回パトロールを月2回継続実施する。								ハイリスク地の自殺者数を、いかに減少させ、イメージを払拭させていくかという点が課題である。	引き続き、ネットワーク体制を推進し、相互の連携を図りながら自殺者数を減少させていく。	保健福祉事務所
(4) インターネット上の自殺関連情報対策の推進														
① インターネット上の自殺予告事案に対する迅速、適切な対応の実施														
	157 インターネット上の自殺予告事案への必要な措置	インターネット上における自殺予告事案を認知し、緊急に対処する必要がある場合には、人命保護の観点から、通信事業者等の協力を得て発信者を特定し、住所を管轄する警察において人命救助等の措置をとります。	インターネット上における自殺予告事案を認知した際には、プロバイダ等の協力を得て、他都道府県警察と連携をとり、自殺予告者の安否確認を実施した。									書き込み内容が、刑法第37条に規定される「緊急避難」の要件を満たさないと認められた場合には、プロバイダ等から発信者の情報を得ることが困難な場合がある。	引き続き、プロバイダ等の協力を得て、他都道府県警察と連携をとり、自殺予告者の安否確認を実施するなど、迅速・適切な対応に努める。	人身安全対策課 サイバー犯罪捜査課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)				進捗率or進捗度	判定
(5) 介護者への支援の充実															
① 地域包括支援センター等と地域関係機関との協力体制の充実															
	158 地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施	地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を行います。	(事業費は地域支援事業に係る県負担金のうち、地域包括支援センターの運営及び任意事業の合計額。県負担金は地域包括支援センターの運営と任意事業を合算した額に県負担率を乗じて算定しており、地域包括支援センター運営分のみの算定はできない。)市町村による、地域包括支援センターでの総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の費用の一部を負担した。	地域包括支援センターの設置数(ランチ・サブセンターを含む)平成32年度までに381箇所(高齢福祉課計画による)		○	平成32年度までに381箇所	371箇所	379箇所	381箇所	99.5%	B	市町村による地域の実情に応じた多様なサービスを可能にするため、実施主体である市町村への支援が重要である。	引き続き、市町村への支援を継続していく。	高齢福祉課
	159 地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築	地域包括支援センターは、地域における見守り、保健・医療・福祉、権利擁護等についての関係機関や団体、ボランティア等の様々な活動との連携を図り、ネットワークの構築に取り組みます。県は、県全体及び保健福祉事務所等圏域単位で多機関による「地域包括ケア会議」を開催し、地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携について、広域的な課題の抽出やその対応等の検討を行い、市町村を支援します。	・地域ケア会議の開催回数 1,973回 ・専門職等派遣事業派遣人数 96人	地域ケア会議及び地域包括ケア会議の開催回数 平成32年度までに2,616回(高齢福祉課計画による)		○	平成32年度までに2,616回/年	2,469回	1,973回	2,586回	76.3%	B	・2月以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため地域包括支援センターや市町村での地域ケア会議が中止されたことや、地域ケア会議の機能を見直して開催回数を減らした市町村があったことから、目標値を下回った。 ・地域ケア会議の機能の進化や、地域ケア会議で検討された内容を地域展開させていく必要がある。	・専門職派遣事業を通して、地域ケア会議を支援していく。	高齢福祉課
② 家族介護支援等のための取組みの推進															
	160 家族介護支援事業	市町村では、地域の実情に応じて、要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識や技術の習得を図る「家族介護教室」の開催や、介護する家族へのヘルスチェックや健康相談、介護者同士の交流会の開催等を行う「家族介護継続支援事業」の実施により、家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減します。	(事業費は地域支援事業に係る県負担金のうち、地域包括支援センターの運営及び任意事業(家族介護支援を含む)の合計額。県負担金は地域包括支援センターの運営と任意事業を合算した額に県負担率を乗じて算定しており、家族介護支援事業分のみの算定はできない。)市町村による、「家族介護教室」の開催や、介護する家族へのヘルスチェックや健康相談、「家族介護継続支援事業」の費用の一部を負担した。										家族介護支援事業は地域支援事業の任意事業に位置付けられており、今後、高齢化の進展に伴い、当該事業の重要性は更に高まることが予測されるため、実施主体である市町村への支援が重要である。	引き続き、家族介護支援事業を実施する市町村への支援を継続していく。	高齢福祉課
	161 「かながわ認知症コールセンター」の運営【再掲】	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みといった認知症全般に関する相談を電話で受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。また、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会等の取組みを行います。	「かながわ認知症コールセンター」を年間155日開設し、認知症の人やその家族等からの電話相談を年間943件受け付け、介護の悩み等認知症全般に対する相談を行った。	「かながわ認知症コールセンター」で開設日(週3回)は休むことなく相談業務を行う。		○	毎年度約150日	148日	155日	155日	100.0%	A	コールセンターへの相談件数は年々増加傾向にあり、今後もコールセンターを適切に運営し、積極的に広報・周知を行うことで、必要とする人がサービスを利用できるよう、相談体制の充実を図る必要がある。	ホームページやリーフレット等を活用し、コールセンターの広報・周知を図る。また、コールセンターを週3回開設し、認知症の人やその家族等に対する電話相談を着実に実施する。	高齢福祉課
(6) マスメディアへの働きかけ															
① 報道機関への「マスメディアのための手引き」の周知															
	162 こころといのちのサポート事業	自殺対策に係る情報共有、協議及び連携のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」の連携を通じ、報道機関に必要な情報を提供していきます。	令和元年度は、様々な関係や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を2回開催し、自殺対策にかかわる必要な情報共有を通じて連携を図ったほか、「かながわ自殺対策計画」の進行管理方法にかかわる協議を行い、今後の方向性を決定した。また、地域部会を3回開催し、特に市町村自殺対策計画の着実な運用に関する支援など、市町村に対する適切な情報提供を行った。	自殺対策を多角的に検討し、総合的に推進するため、様々な関係機関や民間機関、行政機関で構成された会議を毎年度2回開催し、必要な情報共有を図る。		○	計26機関で構成される「かながわ自殺対策会議」を2回開催	2回	2回	2回	100.0%	A	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う自殺リスクの高まりに引き合わせていくとともに、「かながわ自殺対策計画」の推進体制として、計画が掲げる全体目標の達成に向け、各構成機関がいかに実践的に取り組んでいけるかという点が重要である。	新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、より一層自殺対策に係る情報共有、協議を通じて、「かながわ自殺対策会議」の取組みをさらに充実させるとともに、連携を深めていく。	がん・疾病対策課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

大柱－中柱 －項目	構成施策事業		実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
(7) 制度等の見直し															
① 自殺の要因となる制度等についての問題提起等															
	163	ころといのちのサポート事業【再掲】	自殺対策に係る情報共有、協議等のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を開催し、自殺の要因となる制度等について、必要に応じて問題提起を行い、検討及び提言を行います。	令和元年度は、様々な関係や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を2回開催し、自殺対策にかかる必要な情報共有を通じて連携を図ったほか、「かながわ自殺対策計画」の進行管理方法にかかわる協議を行い、今後の方向性を決定した。また、地域部会を3回開催し、特に市町村自殺対策計画の着実な運用に関する支援など、市町村に対する適切な情報提供を行った。	自殺対策を多角的に検討し、総合的に推進するため、様々な関係機関や民間機関、行政機関で構成された会議を毎年度2回開催し、必要な情報共有を図る。	○	計26機関で構成される「かながわ自殺対策会議」を2回開催	2回	2回	2回	100.0%	A	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う自殺リスクの高まりに引き合わせていくとともに、「かながわ自殺対策計画」の推進体制として、計画が掲げる全体目標の達成に向け、各構成機関がいかに実践的に取り組んでいけるかという点が重要である。	新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、より一層自殺対策に係る情報共有、協議を通じて、「かながわ自殺対策会議」の取組みをさらに充実させるとともに、連携を深めていく。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター
10 自殺未遂者支援を進める															
(1) 救急医と精神科医との連携															
① 救急搬送された自殺未遂者の再企図防止に向けた救急医と精神科医の連携体制整備															
	164	自殺対策検討会の実施	保健福祉事務所・センターにおいて、各地域の一般医療機関と精神科医療機関の連携について、地域の実情に応じ、会議や研修を通じて課題の検討に取り組みます。	各地域において、地域の実情に応じた会議や研修会を開催し、課題の検討に取り組むことにより、地域の連携を深めた。 ・平塚保健福祉事務所：3回 計47名参加 ・鎌倉保健福祉事務所：3回 計118名参加 ・小田原保健福祉事務所：1回※新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催 ・平塚保健福祉事務所秦野センター：1回 34名参加 ・厚木保健福祉事務所大和センター：3回 60名参加 ・小田原保健福祉事務所足柄上センター：3回 47名参加 ・鎌倉保健福祉事務所三崎センター：三浦市の自殺対策計画に係る会議、市主催会議へ随時出席	各保健福祉事務所・センター単位で、自殺対策に資する検討会を実施(厚木保健福祉事務所はハイリスク地ネットワーク会議を別途実施のため、対象から除く)	○	保健福祉事務所・センター(厚木除く)計7箇所すべてで毎年度検討会を開催	7箇所	7箇所	7箇所	100.0%	A	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業によっては新しい実施方法等を検討する必要があるほか、地域における精神保健福祉に関わる諸課題の複雑・困難化に伴い、保健福祉事務所・センターの求められる業務が増大している中で、いかに自殺対策の取組みを進めていけるかという点が、全地域共通の課題である。	新型コロナウイルス感染症の影響を見ながら臨機応変に対応していく中で、引き続き、各地域において、地域の実情に応じた会議や研修会を開催し、課題の検討に取り組むことにより地域連携を深め、効率的効果的に自殺対策を進めていく。	保健福祉事務所・センター
	165	自殺未遂者支援事業	救命救急センター等に社会福祉士等の専門職を配置し、病院に搬送された精神的な問題を抱えた自殺未遂者及び家族に対して、関係機関と連携した支援を行います。	県内にある救命救急センター(東海大学医学部付属病院)に相談専門職(社会福祉士)を配置し、搬送された自殺未遂者に対して面接相談、地域の関係機関との連携を図り、連絡調整会議・ケース検討会の開催、自殺未遂者への退院後のフォローを行う等、医療機関、警察、救急隊、行政機関と連携した支援体制の構築を進めた。 ・支援実施件数 176件 ・連絡会議実施回数 3回 ・電話フォロー率 48.3%(113人)	自殺再企図防止のため、東海大学医学部付属病院に救急搬送された未遂者への退院後フォローとして、退院1ヵ月後に電話フォローを行い、希死念慮の有無について再確認する。	○	電話フォロー率50%以上	32.3%	48.3%	50.0%	96.6%	B	自殺未遂の起こるケースは様々で、継続的なフォローが必要な方に適切な支援が届くよう、地域につなげる必要があることから、全県展開においても地域の関係機関との連携強化がより一層求められる。	事業フローをもとに、本事業における様々なケース等を通じて、東海大学医学部付属病院と保健所の役割を振り返り、継続的な支援が必要な方を最終的に地域につなげることを見据えて課題等を検証し、地域の医療機関(クリニック等)や施設を含めた地域の関係機関との包括的な支援体制の構築を進めていく。	がん・疾病対策課
(2) 精神科救急医療体制の充実															
① 症状に応じた迅速で適切な医療が身近な場所で受けられる体制の充実															
	166	精神科救急医療体制整備事業【再掲】	精神症状が急激に悪化した方が、24時間365日、適切な精神科医療につながるよう精神科救急医療体制を整備します。	・精神保健福祉法第22条～27条に基づく申請・通報件数は2,188件であり、うち1,194件が措置診察へつながった。 ・精神科救急医療相談窓口への相談件数は8,928件であり、うち464件において受診・入院のための医療機関を紹介した。 ・湘南鎌倉総合病院における精神科特例病床について、医療課と連携し、整備した。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、平成35年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。(医療計画において平成35年度までの目標として設定)	○	横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。	6施設	6施設	6施設	100.0%	A	調整は行っているものの、依然として、横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備できていない。	・横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設の整備に向け、調整を進めていく。	がん・疾病対策課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容	実績	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
(3) 自殺未遂者のケア等の研修														
① 精神科医療従事者等への自殺未遂者支援研修の実施														
	167 自殺未遂者支援研修の実施	精神科医療機関等の関係機関や行政機関の職員を対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法を学び、各機関で実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催します。	自殺対策基礎研修2(自殺未遂者支援研修) 参加者88名。救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管城市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教職員等の幅広い職種の支援者が参加した。	研修参加者累計 400人	○	研修参加者 80人×5年＝ 累計400人	0人	172人	160人	107.5%	A	救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管城市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教育関係機関職員、教職員、児童相談所職員、女性相談所職員等、自殺未遂者の支援に関わる方や関わる可能性のある方を対象に自殺未遂者支援についての基本的な知識や対応方法等の理解を深めるための機会が必要である。	救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管城市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教育関係機関職員、教職員、児童相談所職員、女性相談所職員等、自殺未遂者の支援に関わる方や関わる可能性のある方を対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法を学び、各機関で実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催する。	精神保健福祉センター
(4) 自殺未遂者の相談支援体制の充実														
① 自殺未遂者に関わる職員への研修の実施														
	168 自殺未遂者支援研修の実施【再掲】	行政機関や関係機関の職員等の支援者を対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法や各機関が実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催します。	自殺対策基礎研修2(自殺未遂者支援研修) 参加者88名。救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管城市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教職員等の幅広い職種の支援者が参加した。	研修参加者累計 400人	○	研修参加者 80人×5年＝ 累計400人	0人	172人	160人	107.5%	A	救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管城市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教育関係機関職員、教職員、児童相談所職員、女性相談所職員等、自殺未遂者の支援に関わる方や関わる可能性のある方を対象に自殺未遂者支援についての基本的な知識や対応方法等の理解を深めるための機会が必要である。	救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管城市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教育関係機関職員、教職員、児童相談所職員、女性相談所職員等、自殺未遂者の支援に関わる方や関わる可能性のある方を対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法を学び、各機関で実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催する。	精神保健福祉センター
② 身近な人の見守りを支援し、継続的な支援を行う地域ネットワーク体制の整備														
	169 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。									入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
	170 ベッドサイド法律相談	県は、法律専門家である司法書士が入院先へ赴き、自殺未遂による救急搬送先の医療機関の理解を得て、未遂者本人及び家族等の相談を実施する「ベッドサイド法律相談」に対して支援を行います。	2次保健医療圏4圏域の協力医療機関で実施。(相談6件、事業説明5件)	2次保健医療圏9圏域すべての協力医療機関で実施	○	9圏域で実施	2圏域	4圏域	4圏域	100.0%	A	自殺に至る要因は様々な問題が複合的に絡み合っているといわれており、救急搬送された自殺未遂者のうち、原因が法律問題である場合には、早い段階から問題解決へ向けて、入院中から法律専門家による生活相談を行うことが重要である。	法律専門家である司法書士が入院先へ赴き、自殺未遂による救急搬送先の医療機関の理解を得て、自殺未遂者本人及び家族等の相談を実施する「ベッドサイド法律相談」に対して支援を行う。	精神保健福祉センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)			
11 遺された人への支援を進める													2次保健医療圏9圏域の医療機関で実施できるように周知する
(1) 遺族のための集いの機会の提供及び自助グループへの支援													
① 遺族のための集いの開催や自助グループへの支援													
171	自死遺族の集いの開催	県内で自死遺族の集いを開催している市町村や、全国自死遺族総合支援センター等の民間団体との情報共有、連携を強化します。大切な方を自死で亡くされた方が集いに参加できる機会を提供し、より安定的、継続的な運営に向けて取り組みを進めます。	年6回開催 毎回参加者にアンケートを実施し、再度参加を希望する者の割合は86%だった。感想として「孤独感が減った」「前向きな気持ちになれた」「また参加したい」などの記載があった。	再度参加を希望する者の割合を90%	○	再度参加希望90%	80.0%	86.0%	90.0%	95.6%	B	同じ体験をした方同士が、安心して相互に体験を語れる場を安定的に継続的に提供することが必要。 同じ体験をした方同士が、安心して相互に体験を語れる場を安定的に継続的に提供していく。	精神保健福祉センター
(2) 遺族を対象とした相談体制の充実													
① 遺族が相談しやすい相談支援体制の充実													
172	自死遺族相談	「自死遺族電話相談」(毎週水曜日・木曜日13時30分～16時30分)を専用回線で実施します。また、必要な方には、「自死遺族面接相談」(月曜日～金曜日9時～17時※祝日を除く)を実施し、より質の高い相談支援が提供できるよう取り組みます。	自死遺族が心理的に孤立しないように、「自死遺族電話相談」を2回、専用回線で実施し、話を傾聴することで、相談者の思いに寄り添っています。電話相談は、匿名性が保たれており、相談者の話しやすい環境からつながるつながるため、安心して思いを語れる場の提供をしています。 自死遺族の持つ複雑な思いを周囲の人が受け止めることはとても難しいため、必要な方には、「自死遺族面接相談」を実施しています。	自死遺族相談は、定期的に開設することで、相談者が安心して相談できる場(電話相談・対面相談)を提供することが目標としているため、安定的な実施体制を目標とする。	○	自死遺族電話相談 週2回	週2回	週2回	週2回	100.0%	A	自死遺族は、自身の複雑な思いを話すことができない場合があるため、自死遺族が心理的に孤立しないように、自死遺族の思いを受け止める電話相談を継続して実施し必要に応じて自死遺族への相談機関等の情報提供が必要である。 継続実施	精神保健福祉センター
(3) 学校、職場での事後対応の促進													
① 学校、職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周囲に対する心理的ケアの提供													
173	コンサルテーション事業	精神保健福祉センターにおいて、保健福祉事務所等関係機関における複雑困難な事例の対応について、医師、福祉職、保健師を関係機関等に派遣して必要な助言を行います。	県域の精神科病院内で発生した1件の自殺事例について、コンサルテーション事業として、精神科医師、福祉職を派遣し、病院職員及び地域の関係職員の心理的ケアを行った。 また、市町村が開催する自殺対策に関するコーディネート会議における事例検討に、精神科医、福祉職を派遣し、4件に対し必要な助言を行った。				事業依頼後、速やかに対応できた。					依頼を受け、実施する事業のため、積極的活用に向け周知が必要である。 引き続き周知に努め、ニーズが発生後速やかに対応できるよう努める。	精神保健福祉センター
174	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、この病気の病状等について電話や来所による相談、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。				相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。					入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。 引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
175	公立学校への緊急支援チームの派遣	県立学校及び県内市町村立学校(政令指定都市を除く)からの要請に応じて、スクールカウンセラースーパーバイザーや県教育委員会指導主事等から構成される緊急支援チームを派遣し、事案の収束に向けての各学校における組織的な対応の道筋を示し、児童・生徒のこころのケアを行います。	公立学校14校に18チーム、延べ17人の臨床心理士及び26人の指導主事等を派遣し、事件・事故等学校における緊急事態の早期解決を図り、同時に、心に大きなダメージを負った児童・生徒等のケア体制の充実を図ることができた。				公立学校14校に18チーム、延べ17人の臨床心理士及び26人の指導主事等を派遣し、事件・事故等学校における緊急事態の早期解決を図り、同時に、心に大きなダメージを負った児童・生徒等のケア体制の充実を図ることができた。					緊急事態に即応する必要があるため、臨床心理士の確保が困難な場合がある。 今後も児童・生徒等のさらなるケア体制の充実を図るため、引き続き、学校緊急支援チームによる支援を行っている。	学校支援課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
(4) 遺族への関連情報の提供の推進														
① 遺族のための相談窓口一覧や民間団体の相談先を掲載したリーフレットの配布、周知														
	176 リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	自死遺族支援の情報提供に関するリーフレット及びチラシを作成するとともに、周知先や周知方法等の工夫を図り、一人でも多くの自死遺族に必要な情報が伝わるよう取り組みます。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、自殺対策街頭キャンペーンで3000部配布し、県民への普及啓発を行った。	相談窓口を記載したリーフレットや普及啓発物品を作成し、街頭キャンペーンや講演会等で広く県民に配布する。	○	毎年度3,000部配布	3000部	3000部	3000部	100.0%	A	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに深めること、また、自殺の危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となることが必要なため、今後も普及啓発をしていく。特に、若年者の自殺者が減少していないことから、若年者層に対する自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取り組んでいく必要がある。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図る。	精神保健福祉センター
12 関係機関・民間団体との連携強化														
(1) 地域における連携体制の強化														
① 地域における公的機関、関係機関、民間機関、ボランティア団体との連携体制の強化														
	177 ころといのちのサポート事業【再掲】	自殺対策に係る情報共有、協議及び連携のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を開催します。	令和元年度は、様々な関係や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を2回開催し、自殺対策にかかると必要な情報共有を通じて連携を図ったほか、「かながわ自殺対策計画」の進行管理方法にかかると必要な協議を行い、今後の方向性を決定した。また、地域部会を3回開催し、特に市町村自殺対策計画の着実な運用に関する支援など、市町村に対する適切な情報提供を行った。	自殺対策を多角的に検討し、総合的に推進するため、様々な関係機関や民間機関、行政機関で構成された会議を毎年度2回開催し、必要な情報共有を図る。	○	計26機関で構成される「かながわ自殺対策会議」を2回開催	2回	2回	2回	100.0%	A	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う自殺リスクの高まりに引き合っていくとともに、「かながわ自殺対策計画」の推進体制として、計画が掲げる全体目標の達成に向け、各構成機関がいかに実践的に取り組んでいけるかという点が重要である。	新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、より一層自殺対策に係る情報共有、協議を通じて、「かながわ自殺対策会議」の取組みをさらに充実させるとともに、連携を深めていく。	がん・疾病対策課
	178 自殺対策検討会の実施【再掲】	地域の実情に応じた施策を実施するために、保健福祉事務所・センターで検討会を開催し、地域の実態に応じた自殺対策の検討を行います。	各地域において、地域の実情に応じた会議や研修会を開催し、課題の検討に取り組むことにより、地域の連携を深めた。 ・平塚保健福祉事務所:3回 計47名参加 ・鎌倉保健福祉事務所:3回 計118名参加 ・小田原保健福祉事務所:1回※新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催 ・平塚保健福祉事務所秦野センター:1回 34名参加 ・厚木保健福祉事務所大和センター:3回 60名参加 ・小田原保健福祉事務所足柄上センター:3回 47名参加 ・鎌倉保健福祉事務所三崎センター:三浦市の自殺対策計画に係る会議、市主催会議へ随時出席	各保健福祉事務所・センター単位で、自殺対策に資する検討会を実施(厚木保健福祉事務所はハイリスク地ネットワーク会議を別途実施のため、対象から除く)	○	保健福祉事務所・センター(厚木除く)計7箇所すべてで毎年度検討会を開催	7箇所	7箇所	7箇所	100.0%	A	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業によっては新しい実施方法等を検討する必要があるほか、地域における精神保健福祉に関わる諸課題の複雑・困難化に伴い、保健福祉事務所・センターの求められる業務が増大している中で、いかに自殺対策の取組みを進めていけるかという点が、全地域共通の課題である。	新型コロナウイルス感染症の影響を見ながら臨機応変に対応していく中で、引き続き、各地域において、地域の実情に応じた会議や研修会を開催し、課題の検討に取り組むことにより地域連携を深め、効率的効果的に自殺対策を進めていく。	保健福祉事務所・センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和元年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱-中柱 -項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	179 障がい者虐待防止 対策	障害者権利擁護センターの運営を特定非営 利活動法人神奈川県障害者自立生活支援セ ンターに委託し、通報や届出の受理、相談、 普及啓発のための研修会の開催等を行います。 障害者権利擁護センターが受理した通報・相 談への対応・助言等について、適宜弁護士か ら法的助言を受け、権利擁護センターの法的 専門性を確保します。 市町村や障害者福祉施設等における障がい 者虐待防止や権利擁護の推進に寄与する人 材を養成するための研修を開催します。	障害者権利擁護センターへの通報、届出等 件数:42件 普及啓発のための研修会:令和2年2月18 日(火) 134人出席 弁護士からの助言:令和元年9月5日(木)、 令和2年3月12日(木)【全2回】 神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修: 令和元年11月19日(火)、20日(水)【2日 間】 106人出席	研修受講者数	○	100人/年	100人	106人	100人	106.0%	A	委託先は障がい当事者団体 であり、法で定める3つの虐 待に限らず様々な相談が寄 せられるが、本来の役割であ る使用者による障がい者虐待 の通報受付件数が少ない。	新型コロナウイルス感染症拡 大防止策の伴う障がい者虐 待への影響について、各市 町村への相談・通報・届出件 数等を把握するとともに、必 要な対応について検討する。	障害福祉課
(2) 民間団体との連携体制の強化														
① 人材育成に関する相互協力及び民間団体が行う先駆的な自殺対策の支援														
	180 民間団体の人材育 成・電話相談事業等に関 する支援	民間団体(横浜いのちの電話)の電話相談支 援事業に対する補助を行い、電話相談員が 熟練の相談員に指導を受けて(スーパービ ジョン)、資質を向上させるための支援を行っ ています。 また、活動や相談員募集に関する広報等の 協力を行っています。	精神的危機に直面している人々を主に電話 を通じ、個人の尊厳を保持しつつ自立した 生活を地域社会において営むことができるよ うに支援するために、相談員の質の向上を 図ることと、365日24時間の電話相談を継 続すべく、新たに相談員の養成を行う。前者 を実現するために、継続相談員142名を対 象にスーパービジョンを(一人一回必修)実 施。後者向けには、積極的な広報活動を通 じ応募して下さった相談ボランティア応募者 を対象に一年かけロールプレイ研修や養成 講座を実施した。	スーパービジョン相談育成養成 数 累計1,400人(平成27年度 末～平成34年度末)	○	1400人	350人	832人	875人	91.8%	B	いのちの電話の相談員数は 年々減少傾向にあり、相談員 の質の向上に努めることに加 え、電話相談員向け説明会 等の一層の周知に注力する 必要がある。	令和元年度同様、登録電話 相談員142名(2020年4月1 日現在)が、臨床心理士など の専門職の7名によるスパー ビジョン(2時間制)を受講し、 スーパーバイザーによる評 価・指導を通じて、電話相談 技術および心構えの習得に 努める。	がん・疾病対策課
	181 電話相談関係機関 業務研修会の開催	地域で電話相談を実施している関係機関や 電話相談及び相談業務を行っている相談者 が、電話相談の基本的姿勢等を学び、さらに 相談者の資質の向上を図るため、電話相談 員研修の開催に取り組みます。	*H30年度実績48人 令和2年1月31日(金) 場所:当所2階視聴覚室 参加者:41名	電話相談及び相談業務を行っ ている相談者の資質向上を図 ることを目的として電話相談員 研修を実施し、平成30年度から 34年度間で、受講者数250名以 上とする。	○	受講者数累 計250人	0人	89人	100人	89.0%	B	電話相談員向けの研修を行 える講師の開拓。	引続き電話相談員研修を 開催していく。	精神保健福祉センター
② 自死遺族の集いの開催やグループ支援等の取組みの連携、推進														
	182 自死遺族の集いの 開催【再掲】	県内で自死遺族の集いを開催している市町 村や、全国自死遺族総合支援センター等の 民間団体との情報共有、連携を強化します。 大切な方を自死で亡くされた方が集いに参加 できる機会を提供し、より安定的、継続的な運 営に向けて取組みを進めます。	年6回開催 毎回参加者にアンケートを実施し、再度参 加を希望する者の割合は86%だった。感想 として「孤独感が減った」「前向きな気持ちに なれた」「また参加したい」などの記載があっ た。	再度参加を希望する者の割合 を90%	○	再度参加希 望90%	80.0%	86.0%	90.0%	95.6%	B	同じ体験をした方同士が、安 心して相互に体験を語れる場 を安定的に継続的に提供 することが必要。	同じ体験をした方同士が、安 心して相互に体験を語れる場 を安定的に継続的に提供し ていく。	精神保健福祉センター